

平戸市都市計画マスタープラン
全体構想編（案）

平成 24 年 12 月 18 日

目 次

1	平戸市都市計画マスタープランについて-----	1
2	平戸市都市づくりの主要課題-----	4
2 - 1	本市を取り巻く社会・経済状況の変化-----	4
2 - 2	平戸市の将来の方向-----	5
2 - 3	平戸市の基本課題-----	7
2 - 4	分野別の課題-----	11
3	全体構想-----	19
3 - 1	都市づくりの基本理念-----	19
3 - 2	都市の将来像-----	20
3 - 3	地域構成の方針-----	22
4	分野別の方針-----	27
4 - 1	土地利用の方針-----	27
4 - 2	交通体系の整備方針-----	30
4 - 3	市街地・住環境整備の基本方針-----	33
4 - 4	自然環境の保全、景観形成、公園緑地の整備方針-----	35
4 - 5	地域防災の方針-----	37
4 - 6	その他の都市施設の整備方針-----	38
4 - 7	その他の都市づくりの方針-----	39

文中、県道名は、主要地方道は(主)、一般県道は(一)と表記しています。

1 平戸市都市計画マスタープランについて

(1) 都市計画マスタープランとは

都市計画とは、農林漁業との健全な調和を図りながら、人々が健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を実現するために、適正な制限のもとに土地の合理的な利用を行うことができるように定める制度で、都市計画法に基づいています。

都市計画マスタープランとは、都市計画法第 18 条の 2 に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の通称で、住民に最も近い立場にある市町村が概ね 20 年後の将来像を見通して、都市づくりの課題に対応しつつ市民の意見を反映させながら将来像の実現に向けた方針を定めるものです。

平戸市都市計画マスタープランは、「平戸市総合計画」に即し、その都市計画に関する事項について、本市の各種関連計画とも整合を保ちながら定めます。

(2) 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランの役割は、次の四つに整理することができます。

将来、実現すべき具体的な都市像を示し、市民・事業者・行政などが共有する、都市づくりの基本理念と基本目標を設定します
市が定める都市計画の決定や変更の際の根拠・指針となります
土地利用、道路・上下水道・公園等の都市施設の整備、市街地の整備など、個別計画の相互関係を調整し、総合的かつ一体的な都市づくりの方針となります
市民・事業者・行政などが、都市づくりの課題や方向性について合意することにより、個々の事業への理解・協力を促します

(3) 平戸市都市計画マスタープラン策定の必要性

平成 11 年に平戸市都市計画マスタープランが策定されてから 12 年が経過しており、この間、次のように都市を取り巻く状況が大きく変化したことから、改めて都市計画の課題を整理し、新しい将来都市像や目標、方針を設定する必要があります。

市町村合併により新平戸市の都市計画の基本方針の策定が必要となった
平戸市総合計画の策定や関連計画の策定、国や県の都市計画制度の変更などとの整合を図ることが必要となった
都市計画法の改正及び景観法の制定等新たな法整備に対応することが必要となった
少子高齢化の進展や地球温暖化等の環境問題などの都市を取り巻く社会・経済状況の大きな変化に対応した都市計画の方針が必要となった
東日本大震災の経験を踏まえ、災害に強く安全・安心な都市づくりに対応することがより強く求められるようになった

(5)対象範囲と目標年次

対象範囲

平戸市都市計画マスタープランは、平戸都市計画区域及び田平都市計画区域を対象に策定しますが、市街地のみならず、農地、森林、自然環境などの土地利用のあり方を広域的かつ総合的に検討を進めることが重要であることから、必要に応じて本市の行政区域全体を対象に検討を行ないます。

なお、江迎都市計画区域は、平戸市田平町南部地域と佐世保市の江迎町地域と鹿町町地域にまたがって指定されており、中心市街地が江迎町地域に位置することや、交通体系や生活圏などから見て江迎町地域と鹿町町地域との一体性が認められることなどを踏まえて、都市づくりに関しては佐世保市地域を含めた中で検討を行うべきとの判断から、今回の都市計画マスタープランにおいては行政区域全体としての検討の範囲にとどめています。

都市計画区域位置図



目標年次

本マスタープランの目標年次は、これから約 20 年後の平成 45 年とします。

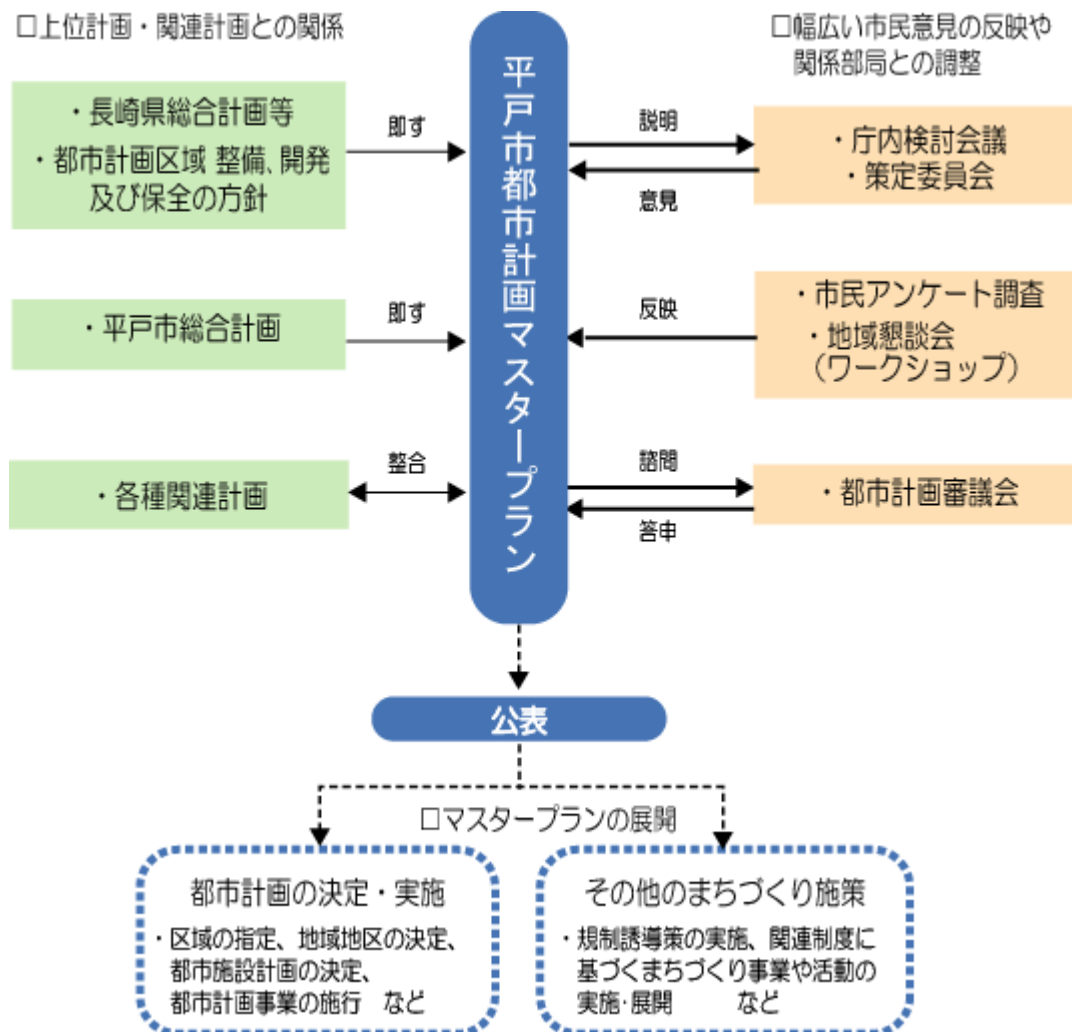
計画の基準年次：平成 25 年（2013 年）

計画の目標年次：平成 45 年（2033 年）

なお、都市計画マスタープランは、社会・経済情勢や環境の変化、市民意識の変化、都市づくりの進捗状況などに的確に対応していくため、必要に応じて見直しを図っていきます。

(6) 都市計画マスタープランの位置づけと策定体制

都市計画マスタープランは、次に示すような関連計画や策定組織との関係のもとに検討を行ないました。



2 平戸市都市づくりの主要課題

2 - 1 本市を取り巻く社会・経済状況の変化

前回都市計画マスタープラン策定後、社会・経済の情勢は大きく変化し、さまざまな意味において転換期にあるといえます。都市づくりは、このような時代の変化に的確に対応していく必要があります。

人口減少社会、少子・高齢社会への突入

- ・人口の拡大を前提としてきたこれまでのさまざまな仕組みは時代に合わなくなっています
- ・地域社会の仕組み、あり方も年齢層の変化に対応していくことが必要となっています

大都市と地方の格差の拡大と地方分権化

- ・大都市圏に人口、産業、情報などの集中が続き、地方との格差が拡大しています
- ・地方の自主性を高め自立した地域形成に向けた地方分権改革が進められています

防災意識の高まり

- ・東日本大震災の経験を踏まえ防災への意識が大変強くなっています
- ・ハード面、ソフト面のバランスの取れた防災活動を持続的に行なっていくことの重要性が意識されています

低炭素社会の構築と自然エネルギーの利用

- ・地球温暖化への対応や限りある資源の有効活用など、環境負荷が少ない社会の構築が重要となっています

経済の低成長時代とグローバル化の進展

- ・経済成長が見込めず、同時に地球レベルでの経済競争に対応していくことが必要となっています

情報化社会の進展

- ・情報通信技術（ICT）の急速な普及、高度化は生活、生産その他あらゆる分野に影響を及ぼしています
- ・通信環境格差や利用する人とならない人の格差など情報デバイドが問題となっています

(変化を踏まえた展望)

- ・都市づくりにおいてこれまでに蓄積されてきた資源や施設の有効活用と適切な管理の必要性
- ・子育て世代や高齢者が暮らしやすい環境づくり
- ・バランスの取れた地域形成や国土の保全
- ・地域資源を活用して地産地消など地域の自給力を高め、自立した地域主体の社会構築
- ・災害に強い地域づくりに向けた総合的な対策
- ・住民が安心して暮らせる地域を形成することや行政だけに頼らない地域社会の防災機能の充実
- ・国、地方、地域の各レベルでエネルギーの地産地消や車に過度に依存しない社会づくりなどの取り組み
- ・地域資源や特性を活用した自立した地域経済の確立
- ・東アジア地域との経済・文化等の多面的な国際交流の推進
- ・あらゆる分野におけるICTの利活用推進と情報通信基盤の整備
- ・ICTによる雇用の創出、新たな産業の展開、CO2削減など幅広い分野における効果への期待

2 - 2 平戸市の将来の方向

平戸市総合計画(平成 20 年)

本市では、平成 17 年 10 月に 1 市 2 町 1 村の合併により新生「平戸市」が誕生したこと、及び人口の減少や厳しい財政状況、地域コミュニティ意識の希薄化などによる地域活力の低下などの問題や課題を踏まえ、総合的かつ計画的・効率的な行政経営を行うため中長期的な展望に立ち、平成 20 年から 10 年間の市政運営の指針である「平戸市総合計画(基本構想・基本計画)」を策定しました。

基本構想においては、「『平戸ならではの』の特色あるまちづくりを進め、世界の中で平戸にしかないという魅力的なまちを実現するため、平戸流の戦略(協働)を掲げ、すべての人の英知と個性を結集し、市民と行政が一体となって、大きな変革の時と決意を新たに『やらんば!平戸』を合言葉としてまちづくりに挑む」ことを基本理念とし、将来像を次の通り定めています。

『ひと(HITO)響き合う宝島平戸』

この将来像の実現に向けては、『海としま・大地の恵みを活かした産業をはぐくむまち』、『豊かな自然と歴史文化が新たな出会いを生みだす交流のまち』、『ともに支えあい安心して暮らせる共生のまち』の三つをまちづくりの方向性としています。

また、まちづくりの指標として、目標年次を平成 29 年、目標人口を 33,333 人と設定し、土地利用の基本方針として次の三つを定めています。

1 自然環境の保全	自然との共生と環境への負荷を配慮しながら、緑を活かした快適なゆとりある地域空間の創造に努めるとともに、本市の環境と景観の存立基盤である森林や海岸線の保全に努める
2 地域特性を活かした土地の有効利用	歴史資源や街並み、景観、集落地の保存に努めるとともに、自然・歴史・文化の持つ特性を相互に連携・融合することにより、郷土への愛着や誇りを持つことができる本市の魅力づくりに努める
3 安心して暮らすことができる土地利用	自然災害の防止や自然環境との共生を図りながら、市民生活の安全を守り、快適でゆとりある居住空間の確保に努める

長崎県総合計画(平成 23 年)

「長崎県総合計画」では、「人が輝く、産業が輝く、地域が輝く長崎県づくり」を基本理念とし、10年後のあるべき姿を見据えつつ、平成 23 年度から平成 27 年度まで 5 年間の県政の基本的な方向性を示しています。

この中で、長崎県の特徴を活かした長崎ならではの戦略的、政策横断的な取組の 1 つとして、「しまは日本の宝・・・しまの多様性を活かす」戦略プロジェクトが挙げられています。

<< 「しまは日本の宝」戦略プロジェクトの目標と基本方針 >>	
目 標	安心な暮らし・雇用の拡大を図り、離島の自立的発展・人口減少の緩和の実現を目指す
基本方針	離島の重要性の発信、自立的発展の基礎となる不利条件の解消 医療等の確保による生活の安定と離島の特性に応じた産業の活性化 しまの持つ多様性を活かした他地域をリードする取組み

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(平成 16 年)

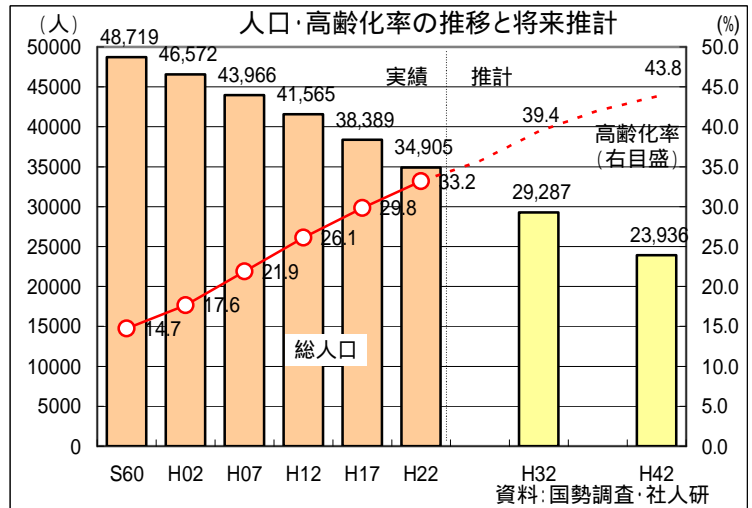
平戸、田平の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針では、「豊かな自然と都市とが、共生した暮らしやすい環境づくり」を県北地域全体のまちづくりの目標とし、区域ごとに次のような基本理念、地区ごとの市街地像を目指すこととしています。

都市計画区域	都市づくりの基本理念	地区毎の市街地像
平戸 都市計画区域	<p>(位置づけ) 佐世保や松浦とともに、今後の県北地域の発展を牽引する役割を持った都市計画区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海の玄関口として、港を中心とした賑わいのある都市づくり ・歴史的文化遺産を守り、活用した情趣あふれる都市づくり ・豊かな自然環境に配慮し、これと調和した生活しやすい都市づくり 	<p>a. 平戸港周辺地区</p> <p>県北地域北部の中心的な商業・業務の拠点として位置づけ、利便性の高い市街地形成を図る。また、平戸城などの歴史的文化遺産が数多く残されている地区でもあるため、観光の拠点としても位置づけ、観光客にとって魅力ある市街地形成を図る。</p> <p>b. 津吉地区</p> <p>住民の日常生活を支える生活交流の拠点として、周辺環境と調和した市街地形成を図る。</p>
田平 都市計画区域	<ul style="list-style-type: none"> ・農・漁業の資源を活かした、活力あふれる都市づくり ・美しい海や山に囲まれて定住できる、魅力ある都市づくり ・豊かな自然環境や歴史遺産を守り、活用する都市づくり 	<p>a. 松浦鉄道たびら平戸口駅～田平港周辺地区</p> <p>住民の日常生活を支える生活交流の拠点として、魅力ある市街地形成を図る。</p> <p>b. 田平公園周辺地区</p> <p>自然・レクリエーションの拠点として位置づけ、憩いの場として、また、美しい自然景観を眺望できる場としての空間形成を図る。</p>

2 - 3 平戸市の基本課題

人口減少、超高齢社会への対応

本市では長期にわたって人口の減少傾向が続き、特に平成17年以降は高齢化を伴いながら人口減少幅が拡大しています。その背景には、本市がおかれた地理的、社会的に不利な条件から産業立地や交流機会などが相対的に少なく、生産年齢人口層を中心に就業・就学の機会を求めて市外、県外へ転出する傾向に歯止めがかからないことがあります。また、生産年齢人口の転出は、幼年人口を伴うことが多くこれが少子化（年少人口の減少）を招く要因にもなっています。



今後この傾向が続くと、生産年齢人口と高齢人口が同数に近くなることやさらなる幼年人口の減少などが予測され、少子高齢化の深刻化、ひいては地域の活力が大きく損なわれていく恐れがあります。

このため、幅広い年齢層が働くことができる就業の場を確保することや、生活環境の質を高めることによる多様な世代にとっての良好な定住環境を提供すること、また、子育て世代や高齢者が安心して生活することができる日常生活サービスの充実など総合的な取り組みによって人口活力の回復を図ることが必要です。

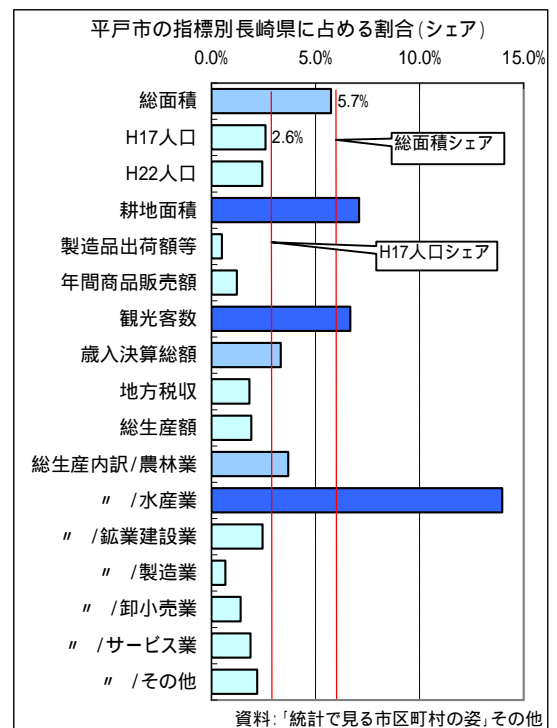
地域の資源を活用した幅広い産業の育成

本市の産業は、農業、漁業などの第一次産業及び観光が柱となっていますが、それぞれ生産者の高齢化や消費者ニーズの変化による宿泊客の減少など取り巻く環境は厳しさを増しています。

また、製造業は不利な立地条件や景気動向の大きな波から市内の立地工場は食料品製造業など地域資源の加工工場などにかぎられています。商業についても、衣料品や電化製品、家具など買い回り品と呼ばれる商品の購買は市外へ流出する傾向にあります。

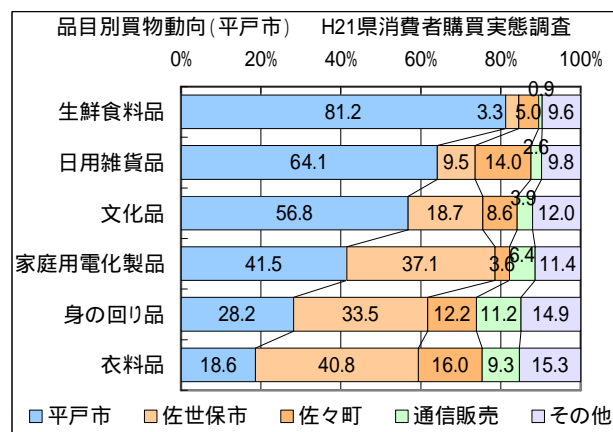
産業は市民の経済活動を支え、市民に働く場を提供するものであり、その活性化は活気ある都市づくりにとって重要な条件です。

このため、不利な条件を克服するためのインフラの整備や企業誘致への取り組みはもちろんですが、地域内で「ヒト、モノ、カネ」が循環する仕組みを形成することや地域固有の資源を付加価値の高い



「商品」づくりにより資金が還流する仕組みを形成していくことが必要です。

この際、若者がその担い手として取り組み、また定着していくことがひとつのポイントになると考えられます。このため、若者が活躍する場の提供だけではなく、新しい生活様式を実現できる生活環境づくりなど、総合的な対応が必要です。

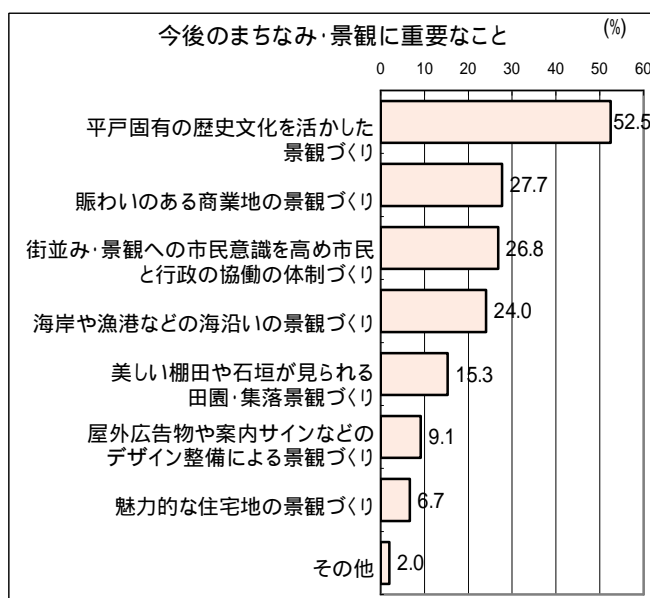


固有の自然資源、歴史遺産、文化資源の保全と活用

変化に富んだリアス式の海岸線、豊かな緑、平戸城やオランダ由来の歴史遺産、歴史と生活に培われた文化資源など固有の資源は、農林漁業生産や観光の資源として本市を特徴づけるものですが、人口の減少や高齢化、第一次産業の低迷などから空き地や空き家の増加、耕作放棄地や手入れが行き届かない山林が広がっています。

本市固有の資源は、次世代に継承していく貴重な資産であり、また、産業活性化の種でもあります。

このため、資源の保全を図るとともにこれを活用した第一次産業の6次産業化、観光資源としての周辺整備やPR、イベントなど、資源の特性に応じたハード、ソフト面の「管理」を図る必要があります。



各生活圏域における基礎的サービスの持続的維持

地形的な特性から本市の市街地や集落地は、主として変化に富んだ海岸線の入り江に分散的に形成されています。また、人口の減少や高齢化や公共公益施設の統廃合などをはじめ、従来からの地域コミュニティの基盤が脆弱になっている面も否めません。

各市街地や集落地は、生活の場であり同時に農業や漁業等の生産の場でもあり、それぞれの特徴を踏まえながら住民が自ら住む地域に誇りと愛着を持ち、生活の充実感や安心感が得られる地域社会の実現を図る必要があります。

このため、生活サービスや地域づくりのひとまとまり（単位）を目安として、基礎的サービスの持続・充実を図っていく必要があります。

図 アンケートによる地域別の暮らしやすさ指数

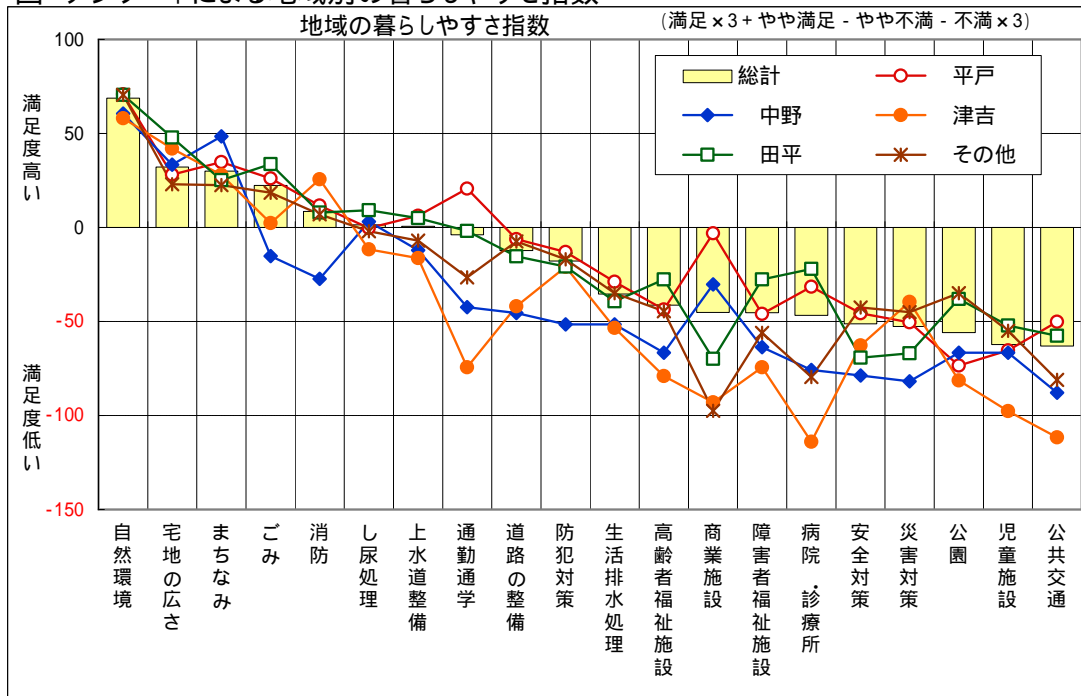


表 中学校区別の公共公益施設の分布

平成24年8月現在

	平戸	中野・川内	紐差・獅子	津吉・中津良	志々伎・野子	度島	大島	生月	田平	平戸市	
行政・安全など	市機関(件)	1	-	1	1	-	-	1	2	1	7
	国機関(件)	8	-	-	-	-	-	-	-	1	9
	県機関(件)	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3
	消防(件)	2	-	-	1	-	-	1	1	1	6
	警察(件)	2	1	2	1	1	-	1	2	3	13
	郵便局(件)	3	1	5	4	2	1	2	3	3	24
医療	文化施設(件)	6	-	1	-	-	-	-	1	1	9
	病院(件)	3	-	1	-	-	-	-	1	3	8
	診療所(件)	3	1	-	1	-	1	2	1	2	11
福祉	歯科(件)	6	-	-	3	-	-	1	3	3	16
	老人福祉(件)	7	-	5	5	-	-	2	7	9	35
	障害者福祉(件)	4	-	2	1	1	-	2	1	7	18
教育	児童福祉(件)	6	1	5	4	3	2	1	11	4	37
	小学校(件)	2	1	2	3	2	1	1	2	3	17
	中学校(件)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
高等学校(件)	1	-	1	-	-	-	-	-	-	1	3
総計(件)	55	6	26	25	10	6	15	36	46	225	

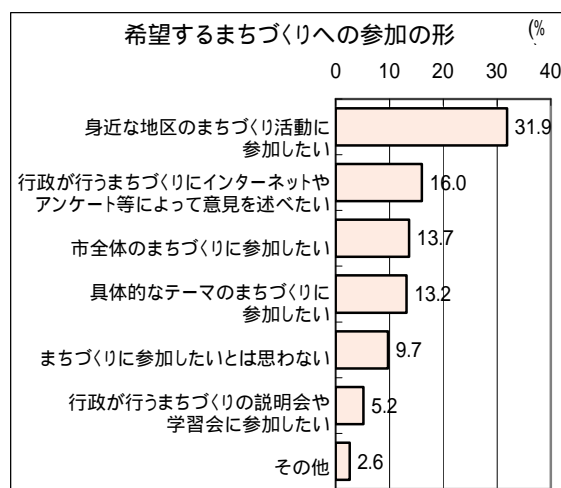
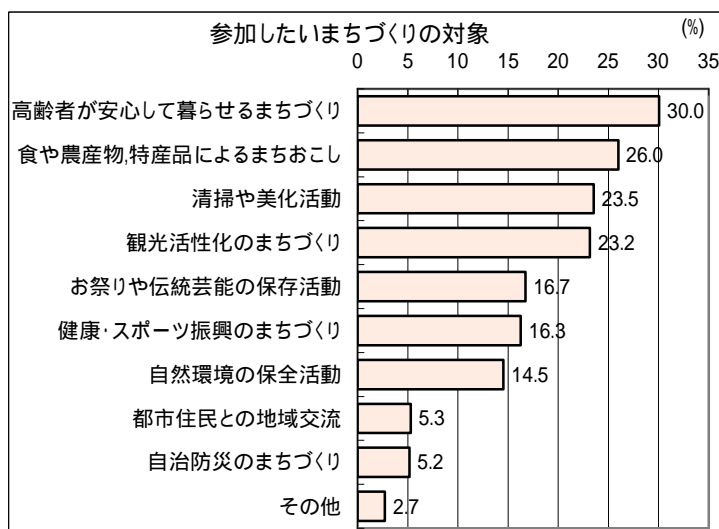
資料: 平戸市

市民自らの取り組みによる都市づくり

平戸市総合計画においては、共通の施策目標の一つとして『参画と連携による自立した地域の確立』を掲げています。これは行政だけでは高度化・多様化した施策課題を解決していくことが困難になっており、市民の知恵や行動力を生かし、行政とともにまちづくりを推進する仕組み・制度のあり方を検討していく必要性を背景としています。

都市づくりにおいても、住民が身近な地域の問題や課題を発見、共有、発信し、その解決にむけて住民が主体となって取り組んでいくこと、行政はこれと連携しながらしっかりと支えていくことによって、住みやすい生活環境が実現していくと考えられます。

このため、住民や自治会組織等に加え、各産業団体・組織、NPO、ボランティア団体など多様な主体の都市づくりへの積極的な参加や活動の促進に向けて、行政として情報提供や人材の派遣、協働の仕組みづくり、参加機会の提供など支援施策の充実を図る必要があります。



2 - 4 分野別の課題

(1) 土地利用の課題

(良好な自然資源の保全)

- ・本市の大きな魅力資源である森林や海岸線など自然資源について、その特性を踏まえながら保全を図る必要があります。
- ・本市固有の自然資源、歴史資源や街並み、景観について、各資源の防災、観光振興、生活環境整備など多様な働き、特性を踏まえながら、保全・整備を進める必要があります。

(機能的な都市的土地利用の実現)

- ・市街地を中心とした都市的土地利用が集中している地域においては、それぞれの機能が効率よく、また相互に調和した利用が行われるよう、適切な誘導、規制を行なう必要があります。

(土地利用の荒廃化の防止)

- ・耕作放棄地や管理が不十分な山林、空き家、空き地の増加などの土地利用の荒廃化に対して、人口減少や高齢化などの背景を踏まえながら、土地の有効な利用、荒廃化の防止に向けた対策が必要です。
- ・中心市街地においても人口減少の影響などにより空き地、空き家が発生しており、土地の有効活用に向けた対策が必要です。

(災害に対する安全性の確保)

- ・市民生活の基礎的条件として、自然災害に対する安全性を高めていく必要があります。
- ・密集した市街地は、火災防止や居住環境の確保などの観点から対策を講ずる必要があります。

(生活環境の整備改善)

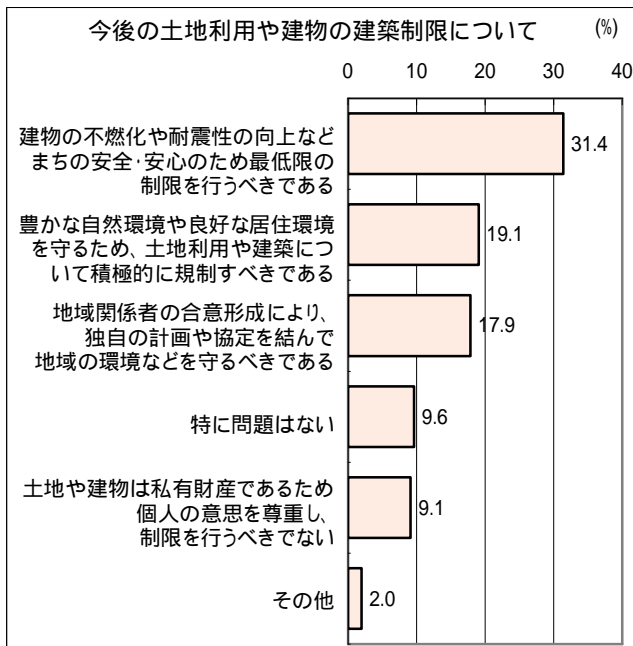
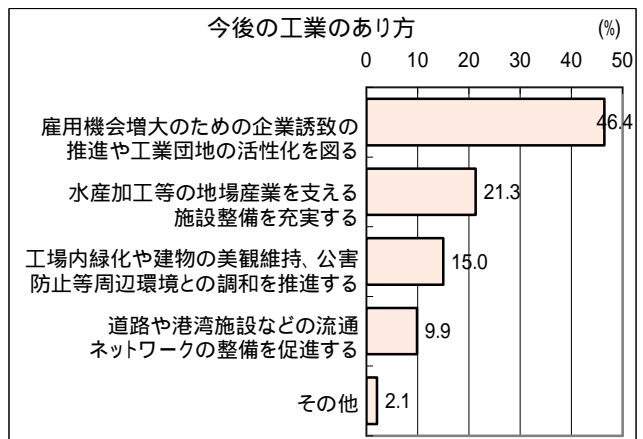
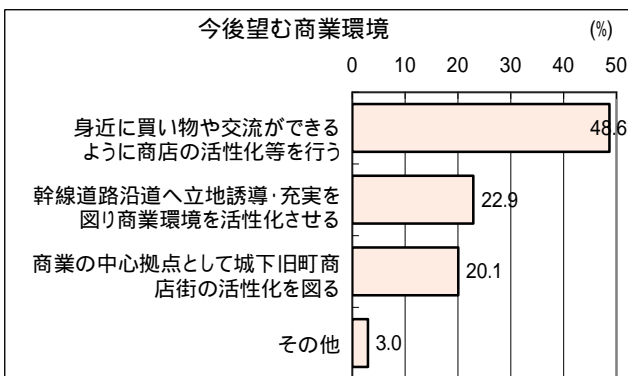
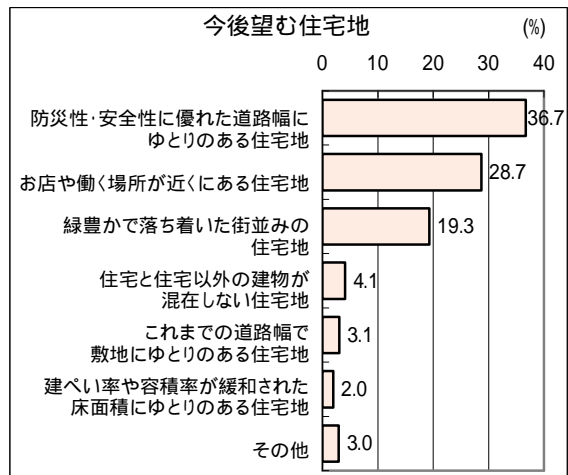
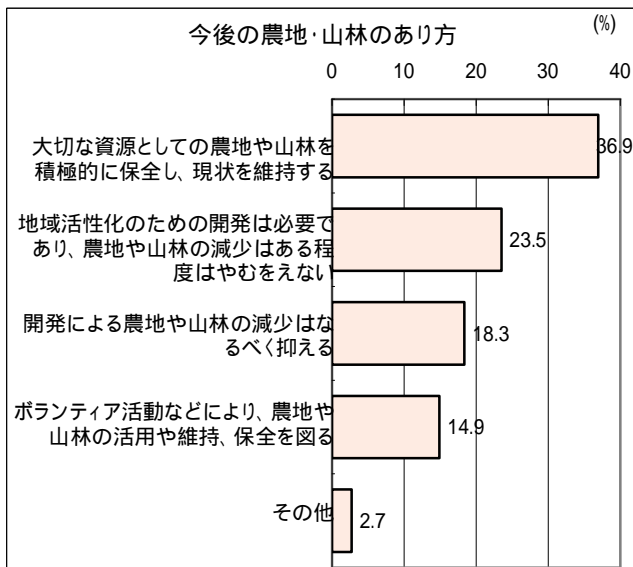
- ・市街地や集落地における生活道路や遊び場の不足、老朽化した家屋や密集状況に対して、日常の生活環境の向上のため、地区の特性を踏まえながら整備・改善を行なう必要があります。

(都市計画区域等の適切な見直し)

- ・合併に伴い都市計画区域指定の条件である「一体の都市として総合的に整備し、開発し、保全する必要がある区域」に照らして、適切な区域設定に向けた検討が必要です。

(参考) 都市計画区域指定状況

名称	当初指定年月日	最終指定年月日	面積(ha)	H17人口(千人)	備考
平戸都市計画区域	S31.1.1	S50.12.16	1,427	11.8	用途指定あり 津吉地区に飛び地指定
田平都市計画区域	S62.7.3	S62.7.3	630	4.3	用途指定なし
江迎都市計画区域	S25.3.31	S26.4.9	680	1.0	〃(平戸市範囲)
	江迎都市計画区域は、旧田平町(現平戸市)の一部、旧江迎町(現佐世保市)の全域、旧鹿町町(現佐世保市)の一部に指定され、区域全体面積は5,343haである				



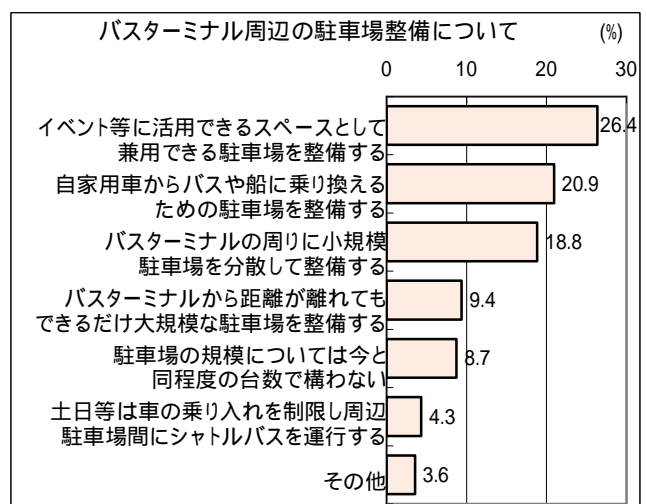
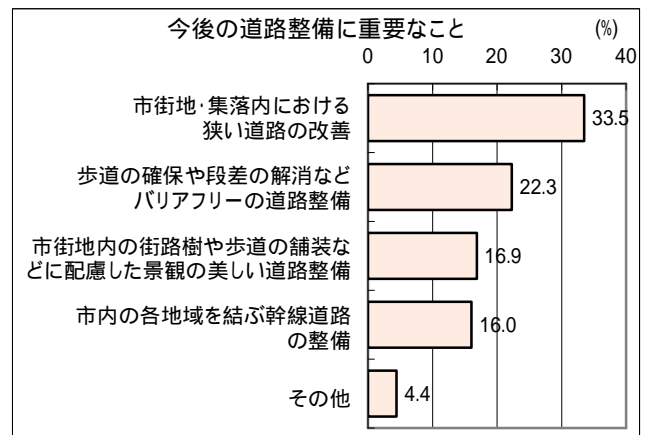
(2) 交通体系整備にかかる課題

(広域的な交通体系の充実)

- ・ 高速自動車道ネットワークへのアクセス確保は、本市の活性化、産業、観光の振興、ひいては県全体のバランスの取れた発展のために重要な課題です。
- ・ 西九州自動車道の整備やこれに接続する道路整備の促進により、広域的な道路ネットワークの形成を図る必要があります。

(市内の交通体系の充実)

- ・ 市全体のバランスの取れた地域構成、各地域への円滑な生活サービスの確保などのため、平戸地域と中部地域、南部地域を結ぶ基幹的な交通網の形成、及びこれを補完し生活圏内の各集落地を結ぶ地域内ネットワークの形成を図る必要があります。
- ・ 市内の道路は、地形的な特徴から複雑な海岸線に沿って走る路線における**カーブが多く**道路幅員が狭い箇所、地域間を結ぶ幹線の未整備路線、安全施設の未整備などの問題があり、道路網の計画的かつ効率的な整備が必要です。



(市街地内道路や生活道路の整備)

- ・ 人口の高齢化を踏まえて過度に自動車に依存しない、歩いて暮らせる道路空間を形成する必要があります。
- ・ 市街地や集落地内における狭隘道路の改善、歩道の確保や段差の解消 (**ユニバーサルデザイン化**) など、身近な生活道路の安全性、利用のしやすさの向上を図る必要があります。
- ・ 中心市街地においては、市民が集い観光客が落ち着いて憩うことが出来る回遊空間づくりに向けて、歩道の整備、交通規制、駐車場整備など総合的な対応を図る必要があります。

(港湾・漁港の整備)

- ・ 平戸港、川内港、前津吉港、その他の港湾や漁港について、漁業経営の活性化、市民の生活・生産を支える機能の向上に向けた整備、改善が必要です。

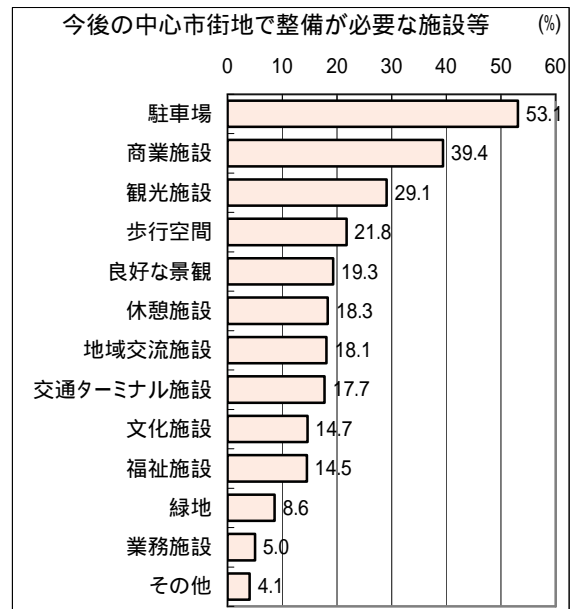
(公共交通の確保)

- ・ 低炭素社会の構築や高齢社会への対応を図るため、公共交通ネットワーク (バス、鉄道、船舶) の再構築を図る必要があります。
- ・ 離島の市民生活を支える船舶について、航路維持と利便性の向上が必要です。

(3) 市街地・住環境にかかる課題

(中心市街地の整備)

- ・ 中心市街地において、観光客にとっての魅力と賑わいのある市街地環境と、市民生活の場としての居住環境との調和を図る必要があります。
- ・ アンケート調査では、中心市街地において駐車場、商業施設、観光施設の順で整備の必要性が高い結果になっており、これらを踏まえて、観光客の受け皿としての中心市街地の適切な整備が必要です。
- ・ 高齢者や親子連れでも安心して利用できる商業空間を形成し、観光客に親しまれ、かつ地域社会に密着した賑わいのある商店街づくりが必要です。



(市街地・集落地の整備)

- ・ 老朽木造建物が密集した市街地や農漁村集落地について、建物の耐震化、不燃化の促進や密集市街地の改善、狭あい道路の整備などにより居住環境の向上を図る必要があります。
- ・ あわせて、特徴あるたたずまいをみせる集落地について防災性能を高めながら良好な集落地景観等を保全していく必要があります。

(公営住宅の活用)

- ・ 低所得者等への公平かつ的確な住宅の支援、子育て世代に向けた住宅の確保、高齢単身者等が安心できる住宅の供給など、本市のさまざまな課題に対して戦略的な公営住宅の活用を検討する必要があります。
- ・ 高齢者や障害者等に配慮してユニバーサルデザインの考えを取り入れた対策、老朽化の著しい市営住宅の建て替えや改善など、既存の公営住宅について時代の要請に即した供給のあり方を検討する必要があります。

(4) 自然環境の保全、景観形成、公園・緑地の課題

(自然環境の保全)

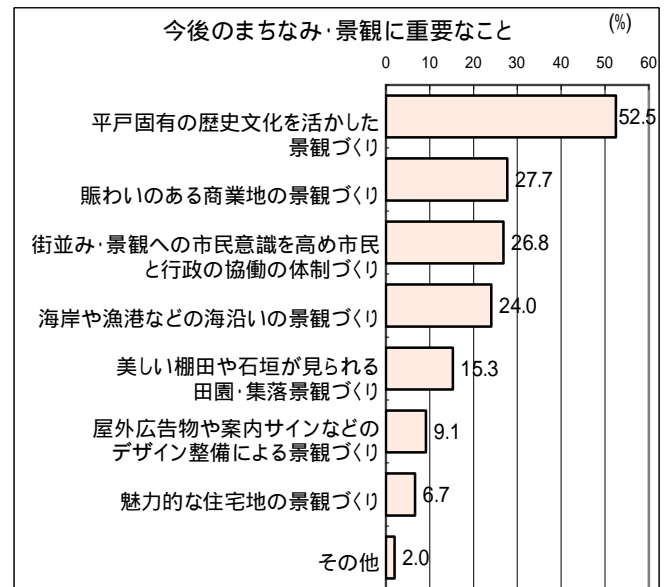
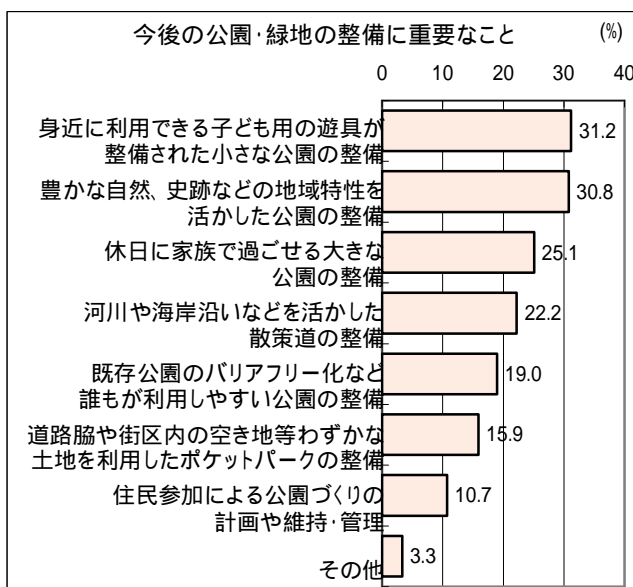
- ・ 海域、海岸線、起伏が多い地形、棚田などは本市の特徴となっています。自然環境や田園環境については、本市の個性と魅力の資源としてその保全を図り、将来へ継承していくことが重要です。
- ・ 近年増加している耕作放棄地や間伐等人の手の入らない放置山林など自然資源の荒廃化に対しては、その対策を講ずることが求められています。同時に水資源に乏しい本市にあっては、貴重な水資源として水源涵養機能を有する山林を保全していく必要があります。

(景観の形成)

- ・ 平戸市景観計画に定められた重点景観計画区域、景観重要公共施設等の整備・保全の方針に沿って、良好な景観の保全、形成を図る必要があります。
- ・ 幹線道路沿いや中心市街地における屋外広告物について、今後の自主条例制定を視野に入れたきめ細やかな規制誘導を検討することが必要です。
- ・ 良質な景観の形成には市民の積極的かつ日常的な取り組みが必要であり、その受け皿となる協働の体制づくりが必要です。

(公園・緑地の整備)

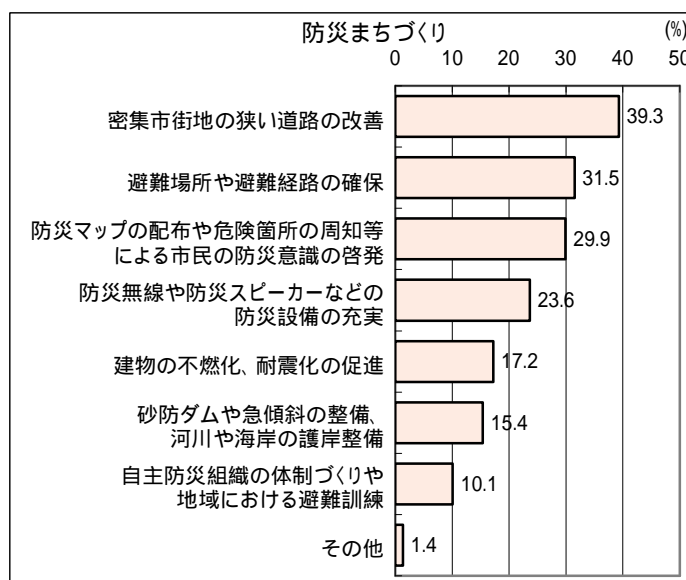
- ・ アンケート調査においては公園に対する不満が高く、日常的な憩いの場や家族連れに対応できる公園など、利用ニーズに対応した公園や広場の充実が必要です。
- ・ 自然公園や都市公園、史跡などの利用を促進していくため、観光の拠点や住民のレクリエーション拠点としての有効活用を図る必要があります。
- ・ 市街地や集落地における空き地を公園・広場として整備するなど、地域住民や観光客の憩いの場、防災活動の拠点となる空間を確保する必要があります。



(5) 地域防災にかかる課題

(総合的な防災の必要性)

- ・ 防災については「平戸市地域防災計画」に基づく総合的な防災対策が基本ですが、災害がいつ発生するかは予測ができないため、平常時からソフト、ハードを組み合わせた備えが必要です。
- ・ 急傾斜地や河川等の災害危険箇所など本市特有の災害に対する防災対策が必要です。
- ・ 災害発生箇所への緊急輸送を確保するための道路や避難場所等への避難路確保の視点からの道路の位置づけとその整備が必要です。



(市街地の改善)

- ・ 人口減少や高齢化の影響による空き家が増加する恐れがあり、景観や防犯はもとより防災上の観点からもその対策を検討する必要があります。
- ・ 老朽密集市街地について安全・安心の都市づくりという観点から、耐震化、不燃化、狭隘道路の改善等の対策を検討する必要があります。

(6) その他の都市施設の課題

(下水道・排水処理)

- ・ 本市では公共下水道の整備は行われていませんが、新しい生活様式に対応した生活環境の確保に向けて生活排水対策が必要です。
- ・ この際、地形条件や密度が低い形態の土地利用に対応した適切な生活排水対策を講ずる必要があります。

(上水道)

- ・ 安全・安心な水道水を安定して供給するための水資源の確保や給水施設の整備・保全が必要です。
- ・ あわせて、本市にとっての貴重な水資源を涵養する山林（水源涵養林）を保全・管理していく必要があります。

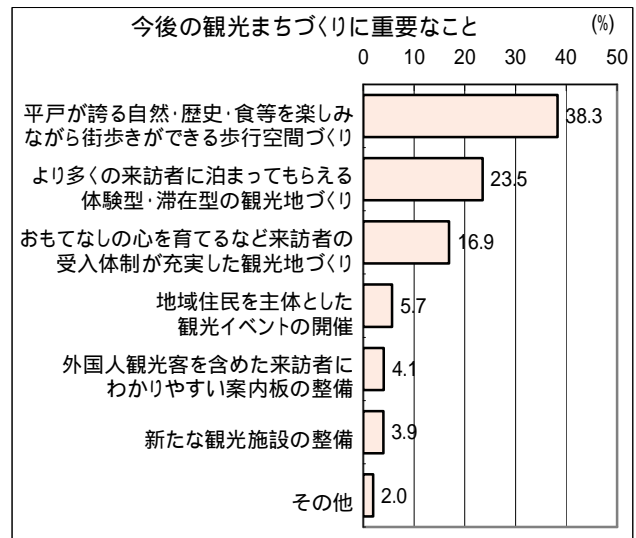
(河川・都市下水路)

- ・ 都市内河川は、河川、水路のほか、都市下水路により雨水排水処理が行なわれていますが、河川、水路は改修が遅れている箇所もあり、水害対策や都市景観の向上を図るため改修を図る必要があります。
- ・ 都市計画区域内には7箇所（平戸6、田平1）の都市下水路が計画決定され、うち約80%が整備済となっていますが、決定箇所以外にも雨水排水処理が必要な地区があり、計画的な整備が必要です。

(7)その他の都市づくりの課題

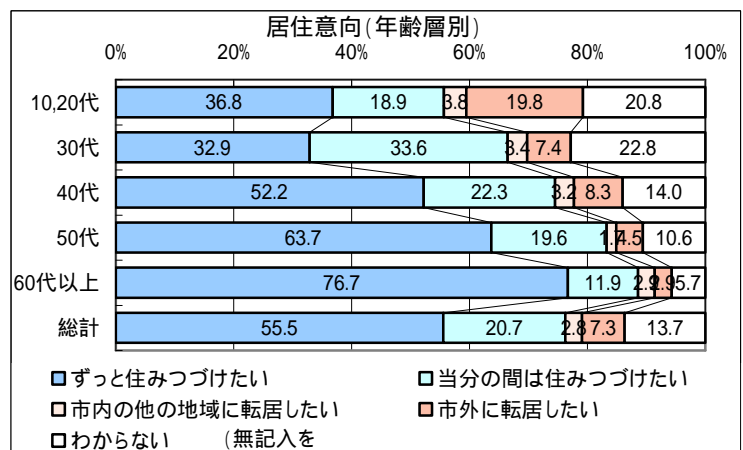
(産業の振興・観光の振興)

- ・第一次産業は、就業者の高齢化や市場の低迷によって不振が続いていますが、本市の基幹産業のひとつとしてその再生を図ることが地域経済や雇用の場の確保にとって重要な課題です。このため、安全で質の高い「商品」生産を行なうことや、加工、流通、販売まで一貫した流れを内製化した6次産業への展開、グリーンツーリズムや体験型観光との連携などさまざまな取り組みを通じた活性化が必要です。
- ・長崎自動車道、西九州自動車道建設の進捗に伴い、宿泊型から日帰り型への構造変化が大きく進んでおり、これに対応した観光地形成に努める必要があります。また、観光のスタイルが従来の団体型から小グループ化、遊覧型から体験型化など、大きく変化、多様化しており、これに十分対応できるような受け入れ側の対策が必要です。
- ・観光客が、再び訪れたいくなるような魅力ある観光地づくりに向けて、施設整備だけではない地域ぐるみの取り組みやおもてなしの気持ちの共有などを図る必要があります。
- ・「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産登録を目指した取り組み、田平教会の周辺施設整備、和蘭商館跡や鄭成功居宅跡などヨーロッパや中国などとの深い関わりがある史跡の整備など、広域的な連携や統一したテーマによる観光地づくりが必要です。
- ・中心市街地では「街並み環境整備事業」により良質な市街地形成が進められており、今後は事業の着実な推進とこれを活かした情報発信、回遊空間形成に向けた交通システムなど、事業の効果を波及させる取り組みが必要です。



(地域生活環境づくり)

- ・市内の地域格差の是正や地域生活環境の維持・持続に向けて、圏域単位・地域単位の地域振興策の検討や地域間のバランスを考慮した生活環境整備が必要です。
- ・人口減少傾向のもと公共公益施設の統廃合等が進むなか、公民館・学校・公園等の地域コミュニティ施設の機能の確保や複合化による効率的活用など、それぞれの地域特性に対応した対策が必要です。



- ・人口の高齢化などによる患者の増加や高度医療の需要増加など、医療におけるニーズが質、量ともに大きくなっており、これに適切に対応することが求められています。また、離島地域や医療施設へのアクセスが不便な地域など本市固有の課題に対して、医療体制、救急医療体制の充実を図る必要があります。
- ・高齢者・障害者の福祉や子育て世代に対する支援など、暮らしやすく安心できる生活環境づくりに向けてきめ細かい対策が必要です。

(ICT環境の整備)

- ・長崎県は、超高速ブロードバンド（光ファイバー、ケーブルネットワーク）の世帯カバー率が他の都道府県よりも低位（全国：95.1%、長崎県：78.6%、平戸市：未整備 H23 現在）にあり、生活基盤のひとつとして通信環境の整備が必要です。

(エネルギーの地産地消)

- ・地域の自立に向けて、ヒト、モノ、資金が地域から大都市へ流出する現状を、さまざまな工夫により自給力を高め、地域内で循環する仕組みを創造していく必要があります。
- ・限られた資源を大切に利用して低炭素型社会を実現していくためにクリーンな再生可能エネルギーを活用した社会システムの変革が求められています。
- ・恵まれた自然環境を活かして太陽光や風力などの再生可能エネルギーによる地域内循環と自立を目指していく必要があります。

3 全体構想

3 - 1 都市づくりの基本理念

(1) 基本的考え方

本市及び長崎県では、離島や半島を多く抱えるという地理的条件から全国平均を大きく上回る水準で人口流出傾向が続いており、今後、超高齢化を伴いながらさらに人口の減少が見込まれるという状況にあります。

また、地域の経済活動を支え雇用の場を提供していく産業面では、本市は、第一次産業及び観光に特化していますが、就業者の高齢化や観光客の行動パターンの変化などから活力が失われる傾向にあります。全国レベルにおいても人口が減少に転じたことや製造業の海外移転、大都市と地方との格差の拡大など、本市を取り巻く社会・経済環境は大きく変動しています。

こうしたなか、本市の活性化に向けては、高速交通体系整備や企業誘致など従来型の対策に頼ることには限界があり、持続する地域、自立した地域の形成のためには、従来とは異なる視点による活性化対策が必要と考えられます。

たとえば、自然資源、歴史・文化資源、人的資源など地域固有の資源を活かして自らの工夫による「事業の創造」に活路を見出すことや、地域内でヒト、モノ、資金、エネルギーが循環できる仕組みによって地域の自立を図ること、若者が主役の地域づくりに可能性を見出すこと、財政の制約下、市民・地域・行政の総合力による都市づくりを図ることなど、地域の資源を積極的に活用し、また多様な世代の主体的参加の視点による都市づくり、地域づくりが必要と考えられます。

将来に向けた都市づくりを考えるうえでは、このような変化の動向や本市が置かれた条件、また、地域活性化の課題の解決を念頭に置いた方向づけを考慮していくことが必要です。

(2) 都市づくりの基本理念

以上を踏まえ、本市の都市づくりの基本理念を次のように設定します。

平戸市の活性化を牽引する役割を担う都市づくり
自然、歴史、文化、魅力の資源を将来に継承する都市づくり
インフラの整備による質の高い暮らしを実現する都市づくり
市民の主体的な参画による都市づくり

インフラ：道路、公園等の公共施設、ICT（情報通信技術）基盤、再生可能エネルギーの活用のほか、都市づくり制度などソフト面も含む総称

3 - 2 都市の将来像

(1) 都市の将来像

概ね 20 年後を目標とする将来像は、全ての世代が安心して生活できる暮らしやすさや産業の回復による活気と賑わい、また、市民がお互いに支えあいながら持続していく地域社会を目指して、次のように設定します。

『暮らしやすさと活力に満ちた 支えあいによる自立都市』

暮らしやすさ	豊かな自然と歴史・文化や暮らしやすい環境に囲まれた生活 一人ひとりが 10 年後、20 年後の幸せな未来を展望できる暮らし
活力	地域の自然、歴史、文化に培われた技・知恵を活かした平戸にしかない産業・仕事の創造 市民・来訪者が平戸の「まち」の雰囲気求めて集い、にぎわいと楽しさを感じるまち
支えあい	支えあい、補い合いによる持続する地域社会 市民一人ひとりが主役を自覚して、お互いに手を携えた都市づくり
自立都市	地域への愛着と自信に裏づけられた自立する都市

(2) 将来人口フレーム

本市の人口構造を年齢階層別の変動によって見ると、10歳～19歳の階層で進学・就職のため大きく流出し、20歳代でいったんUターンによる回復をみせますが、25歳以上は実数はすくなくないものの減少する階層が続き、これが0歳から15歳までの減少をもたらしているという特性が認められます。つまり、ファミリー層が雇用の場を求めるなどして転出していくことが、全体的な人口活力を低下させていると考えられます。そして、このような傾向が続いた場合、平成45年には2万人近くまで減少する恐れがあります。

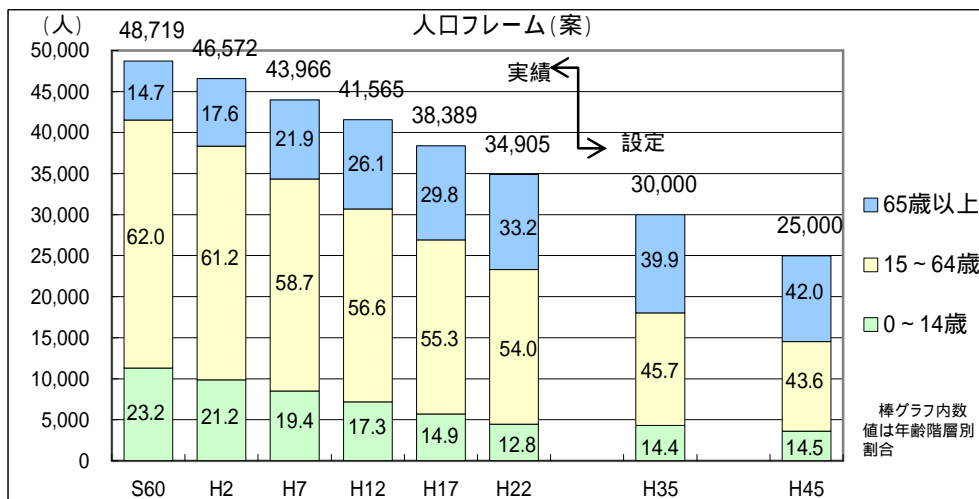
将来人口フレームの検討においては、過去20年間の年齢階層別の変動パターンをもとにコーホート要因法による算定を行ったうえ、今後、雇用の場の確保、子育て環境の改善、住宅や生活環境の改善などを積極的かつ総合的に展開する目標人口として平成45年に2万5千人と設定します。

なお、目標年次においては、世帯数は約1万1千世帯で平成22年から1千8百世帯の減少、高齢化率は平成22年の33.2%から平成45年には42.0%まで上昇すると見込まれます。

基準年次（平成22年国勢調査実績）	34,905人
中間年次（平成35年）	30,000人
目標年次（平成45年）	25,000人

（参考）世帯数・年齢構成の見通し

		平成22年 基準年次	平成35年 中間年次	平成45年 目標年次
総人口	人	34,905	30,000	25,000
世帯規模	人/世帯	2.72	2.45	2.25
世帯数	世帯	12,885	12,245	11,111
0-14歳 割合	%	12.8	14.4	14.5
15-64歳 割合	%	54.0	45.7	43.6
65歳以上 割合	%	33.2	39.9	42.0



3 - 3 地域構成の方針

(1)本市の地域構成の特性と基本方針

本市の市街地は、旧平戸市街地に平戸城城下町を礎にした中心市街地が形成され、また、田平地域の松浦鉄道たびら平戸口駅から田平港にかけての地域や生月島の東岸部に、まとまった都市的土地利用が形成されています。

市街地以外における土地利用は、入り組んだ海岸線に沿った入り江に漁港と一体となった大小規模の集落地が分布し、また、各集落地の背後には棚田状の農地が形成されるというパターンとなっています。

市街地と集落地または集落地間の連絡は、道路が海岸線まで迫った急斜面に沿った形状が多く、カーブが多く幅員も十分ではない箇所が多いことから、日常の生活行動や災害時の緊急移動などに支障が生じている場合もあります。

このような基本パターンを踏まえながら、将来の地域構成は、「一定規模の生活圏の範囲での日常生活サービスの確保（＝拠点市街地と基礎生活圏）」および「地域間の円滑な交通・交流を支えるネットワークの形成（＝地域連携軸、生活連携軸）」を実現していくことを基本的な方針とします。

(2)拠点市街地、基礎生活圏及び連携軸配置の方針

上記の基本的な方針に沿って、拠点市街地、基礎生活圏及び地域連携軸、生活連携軸を次の通り設定します。

(拠点市街地と基礎生活圏の配置)

	位置づけ・役割	対象
拠点市街地	・全市を対象とした都市的サービスを提供する市街地として平戸市街地を位置づけます	・平戸市街地
基礎生活圏	・概ね中学校区の範囲を単位として、医療、福祉、教育、防災、小売商業など、日常的な生活が一定程度完結できる地域を位置づけます	・川内・中野圏、紐差・獅子圏、津吉・中津良圏、志々伎・野子圏、度島圏、大島圏、生月圏、田平圏

(地域連携軸、生活連携軸の形成)

	役割・性格	該当路線
地域連携軸	・西九州自動車道へのアクセスや市外との連携機能を担います ・拠点市街地と基礎生活圏を円滑に結ぶ市内の動脈として円滑な交通の流れや災害時の主要避難路、公共交通ルート、観光ルートなど多様な役割を担います	・国道 204 号、国道 383 号、(主)平戸田平線、同平戸生月線、市道山中紐差線及び(主)平戸田平線（田平工区）等
生活連携軸	・基礎生活圏内の主要集落地と地域連携軸を結ぶ役割を担います ・日常的な市民の生活行動や災害時の防災活動などを支える役割を担います	・その他の県道や主な市道、航路 等

地域の基本構成図

地域連携軸

生活連携軸

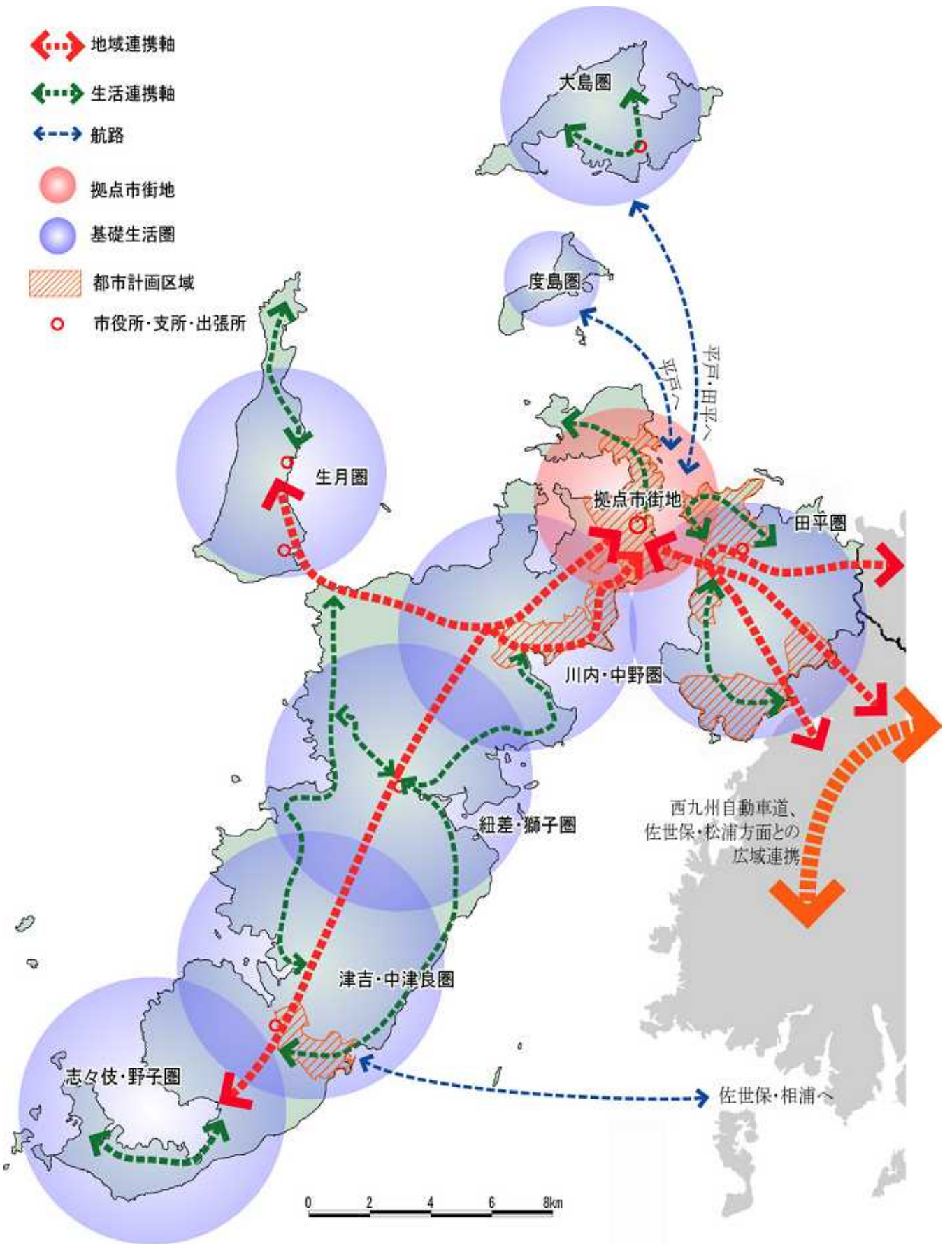
航路

拠点市街地

基礎生活圈

都市計画区域

市役所・支所・出張所



(3) 基礎生活圏の将来の方向

拠点市街地及び基礎生活圏の将来は次のような方向づけとします。

	特性・課題	将来の方向
平戸	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点市街地として平戸港を囲む市街地に都市機能が集積しています ・拠点として機能的で快適な市街地形成が必要です 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市機能の高度化、観光をはじめ第三次産業の集積により、本市の活性化を牽引する市街地の形成を図ります
中野・川内	<ul style="list-style-type: none"> ・農業と食品加工などの製造業が他地域よりも活発です ・平戸市街地に隣接し、生活の利便性は比較的高い特性があります ・身近な生活環境の充実が必要です 	<ul style="list-style-type: none"> ・平戸市街地との交通利便を高めながら、自然と生活が調和した安定した地域形成を図ります
紐差・獅子	<ul style="list-style-type: none"> ・農業、漁業の大規模集落地と集落サービス産業により形成されています ・日常的な生活サービスは一定水準にあります ・身近な生活環境の整備や生活サービス機能の維持が必要です 	<ul style="list-style-type: none"> ・平戸市街地との交通利便を高めながら、日常生活サービス機能の充実と、暮らしやすい生活環境の実現を図ります
津吉・中津良	<ul style="list-style-type: none"> ・農業、漁業と集落サービス産業により形成されています ・日常的な生活サービスは一定水準にあります ・身近な生活環境の整備や生活サービス機能の維持が必要です 	<ul style="list-style-type: none"> ・平戸市街地との交通利便を高めながら、日常生活サービス機能の充実と、暮らしやすい生活環境の実現を図ります
志々伎・野子	<ul style="list-style-type: none"> ・主産業である漁業を中心とした地域が形成されています ・医療など生活サービス機能が不十分です ・基本的な生活サービス機能の充実や身近な生活環境の向上が必要です 	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業生産を支えるため、圏域の利便性や基本的な生活環境の向上を図ります
度島	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業を中心とした産業が形成されています ・身近な生活環境の向上や平戸市街地へのアクセス性の向上が必要です 	<ul style="list-style-type: none"> ・海上交通による利便性を高め、安心できる暮らしの実現を図ります
大島	<ul style="list-style-type: none"> ・農業、漁業と集落サービス産業により形成され、公共公益施設の立地は一定水準にあります ・平戸市街地へのアクセス性の向上や自立できる産業への活性化が必要です 	<ul style="list-style-type: none"> ・海上交通による利便性を高めることや農業や漁業、観光を支える住民の日常的な生活環境の充実を図ります
生月	<ul style="list-style-type: none"> ・農業、漁業のほか製造業や第三次産業も一定の集積があり、公共公益施設の立地も一定水準にあります ・自立した地域形成に向けた活性化が必要です 	<ul style="list-style-type: none"> ・独立した生活圏を構成し、日常サービス機能は整っており、その充実と産業面の活性化を図ります
田平	<ul style="list-style-type: none"> ・市内では交通利便性が高い地域であり都市的機能の集積、多様な産業の立地などが見られます ・都市と農業の調和ある地域形成が必要です 	<ul style="list-style-type: none"> ・平戸市街地に近い人口や産業、都市機能の集積があり、平戸市街地とともに都市的サービスの拠点形成を図ります

(4)市街地構成の基本方向(都市計画区域)

基本的考え方

都市計画区域においては、本市全体との適切な役割分担のもとに、生活、生産、公共サービス、レクリエーションなどさまざまな機能の充実を図り、全体の活性化を牽引していくこととします。基本的な方向は次の通りです。

<p>拠点市街地として全市を対象とした行政、文化、観光、交通、雇用、居住などの都市機能の集積を図ります</p> <p>観光機能の向上に向けて、来訪者にもわかりやすく安全な交通処理、優れた市街地景観形成、商業機能の充実等を図ります</p> <p>医療や教育、文化、その他の生活サービスについて高次の機能の充実を図ります</p> <p>各種の都市機能が全市をサービス対象として機能するための交通ネットワークの形成と結節機能の向上を図ります</p>

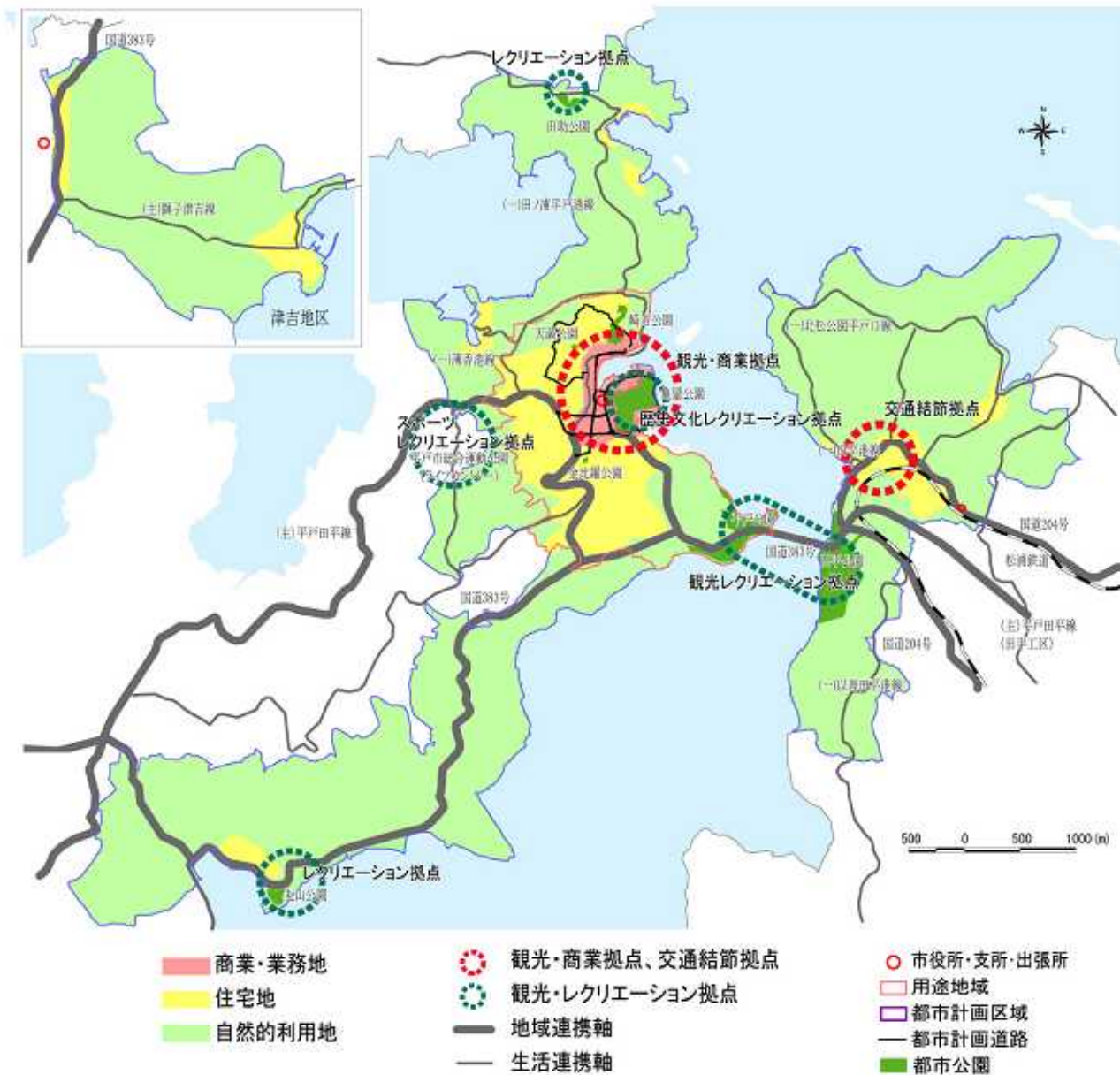
都市計画区域のゾーニング

商業・業務地	平戸地区中心市街地を商業施設や官公庁、業務施設が集積する商業業務地として位置づけ、機能の高度化、効率化を図ります。
住宅地	商業業務地を取り囲む地区、田助・大久保地区、薄香地区、川内地区、津吉・中津良地区、田平港周辺地区を住宅地、大規模集落地として位置づけ、暮らしやすい生活環境の形成を図ります。
自然的利用地	都市計画区域内のその他の地区は、山林や農地を主体とする自然利用地と位置づけ保全と活用を図ります。
観光・商業拠点 交通結節拠点	商業機能、広域観光機能、業務機能、交通結節機能、行政機能等が集積する拠点として、旧平戸市街地及び田平港からたびら平戸口駅にかけての地区を位置づけ、来訪者にわかりやすく、また安全で優れた景観の拠点形成を図ります。
観光、レクリエーション等拠点	平戸大橋兩岸の平戸公園、田平公園一帯及び丸山公園、田助公園を市民も来訪者も気軽に楽しめる観光レクリエーション拠点と位置づけます。 亀岡公園周辺は平戸城を中心とする歴史文化レクリエーション拠点と位置づけます 平戸市総合運動公園(ライフカントリー) 一帯をスポーツレクリエーションの拠点と位置づけます(都市計画区域外) 北部の田助公園、川内地区の丸山公園は、周辺住民のレクリエーション拠点と位置づけます。 それぞれの位置づけに対応して、機能の向上や環境の整備を図ります。
産業拠点	白浜地区埋立地や川内地区について、水産加工等の生産・流通施設ゾーンと位置づけ、機能の充実を図ります。 (主)平戸田平線(田平工区)整備の進捗により、新たに田平地区を業務・生産機能の立地を図るゾーンと位置づけ、必要な整備を図ります。

骨格の配置

地域連携軸	国道 204 号、国道 383 号、(主)平戸田平線、(主)平戸田平線(田平工区) を都市地域と佐世保、松浦方面とを結ぶ軸、及び市内の基礎生活圈とを結ぶ軸として位置づけ、必要な整備、改修を図ります。
生活連携軸	(一)以善田平港線、(一)北松公園平戸口線、(一)薄香港線、(主)獅子津吉線、(一)田ノ浦平戸港線、その他の主要市道及び都市計画道路を、市街地の骨格を形成し、また市街地と集落地を結ぶ軸として位置づけ、必要な整備、改修を図ります。

市街地構成の基本方向図



4 分野別の方針

4 - 1 土地利用の方針

(1)基本方針

本市の特色である豊かで変化に富んだ自然を、個性と魅力ある大切な資源として次世代に継承していくため、都市的土地利用との調和を図りながら山林、海岸線、田園、棚田などの自然資源の保全を図ることが重要です。

近年、人口の減少や高齢化により、耕作放棄地や放置山林など土地利用の荒廃化や、空き家、空き地など低利用・未利用の土地の発生など、全体として土地に対する働きかけ、管理が希薄になる傾向にあることから、国土の保全、災害の防止、集落地や地域社会の持続などの観点から、それぞれの特性に応じた対策を講ずることとします。

市街地や集落地にあっては、全ての世代が快適でゆとりのある暮らしが実現できるよう、生活環境の安全性の向上を始め必要な環境整備を図ります。

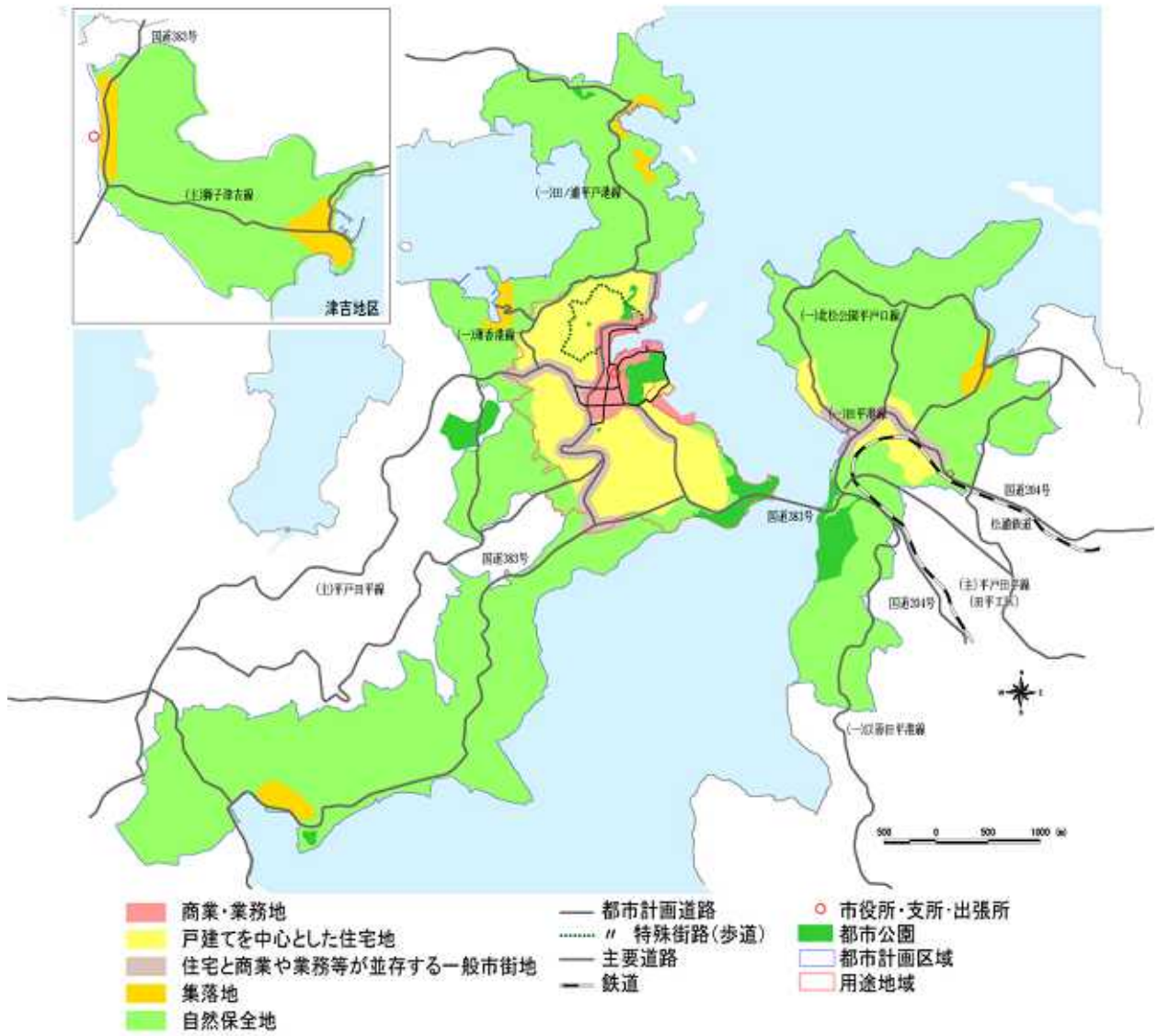
このうち、市街地にあっては、商業地、住宅地、産業用地、公共公益施設用地等が調和した利用が行われるよう適切なゾーニングを行い、各ゾーンに対応する規制や誘導を通して、全体として良好な市街地の形成を図るとともに、一体の都市として整備、開発、及び保全の施策展開を図るため、都市計画区域の見直しや用途地域に関する検討を行います。

(2)主要施策(都市計画区域を中心として)

拠点市街地の形成 (商業業務地)	中心市街地は、住民の相互交流拠点や観光交流拠点及び交通拠点としての機能を高め、地域の賑わいの再生や観光産業の活性化と賑わいの創出を図ります。 平戸地区の市街地は、地形的に面的な広がり制約されており、土地の有効利用、高度利用などを通して、集約的な市街地の形成を図ります。 中心市街地にあっては居住空間と商業空間等との調和に留意しながら、活気がある複合市街地として、また観光客が訪れる魅力ある市街地として、居住性、機能性、快適性、防災性の向上を図ります。
良質で暮らしやすい住宅市街地の形成と保全(住宅市街地・一般市街地)	中心市街地周辺の住宅地にあっては、起伏のある地形と緑に囲まれた特性を生かして、質の高い専用住宅地化を図ります。 住宅地を經由する幹線道路の沿道部分には、日常的な生活サービスを提供する商業機能等の立地により、これらが調和した落ち着いた環境の中で暮らしやすさを実感できる都市空間の形成を図ります。
集落地の環境改善	中野や薄香、津吉など港を核に形成された集落地は、生活道路や遊び場の確保、延焼防止や日照通風の確保のための家屋の適切な更新などにより、安全で暮らしやすい生活空間の確保に向けた保全・整備を図ります。
緑地の保全	市街地を取り囲む斜面状の緑地帯は、市街地からの眺望やレクリエーションの場など多様な働きを保全するとともに、崖崩れなどの災害に対する防災性の向上を図ります。

	<p>自然公園を含む山林、農地や海岸線からなるその他の緑地については、良好な自然環境として保全するとともに、レクリエーション利用など、都市における緑地としての活用を図ります。</p> <p>平戸市総合運動公園（ライフカントリー）及びその取り付け道路が整備された赤坂地区については、市民のスポーツレクリエーションの場として利用を促進するため、周辺環境の整備・保全を図ります。</p>
産業用地の確保	<p>白浜の埋立地や川内地区は、水産加工場や流通機能等の立地を促進し、生産性の高い地区形成を図ります。</p> <p>田平地区の市街地周辺は、平坦地が多いことや交通利便性が高いことを踏まえて、新たな産業用地の確保を図ります。</p>
空き地・空き家への対応	<p>市街地内の空き地や空き家は、防災上、景観上大きな課題であり、その解決に向けて、広場としての活用や空き家入居の促進など、さまざまな工夫や迅速な対応を図ります。</p>
土地利用特性に対応した都市計画区域の見直し	<p>合併を契機に一体的な都市施策展開のため、これまでの指定の経緯や具体的な土地利用の状況などの検討を行ったうえで、平戸都市計画区域と田平都市計画区域の統合、津吉地区や江迎都市計画区域の取り扱いについて見直しを行ないます。</p> <p>土地利用動向や都市施設の整備動向など土地利用の変化を踏まえた区域の拡大などについても、実態に即した「一体の都市」という観点から検討を行ないます。</p>

土地利用の方針図



4 - 2 交通体系の整備方針

(1) 基本方針

本市と周辺都市との活発な交流の促進や都市内の円滑な生活、生産活動を促進するため、これを支える道路、公共交通から構成される交通体系の利便性、効率性の確保を図ります。

特に自動車交通は、生活、生産活動に加え防災、観光などに果たす役割が大きく、地理的に不利な条件にある本市にとって広域交流の軸となるものであり、今後ともネットワークの形成と強化を推進します。

本市全体の地域構成で位置づけた「地域幹線道路」と「生活幹線道路」は、地域の骨格、動脈として地域の基礎的な生活サービスを支える基盤の役割が期待されることから、その機能の向上に向けた整備を積極的に図ります。

公共交通については、松浦鉄道、バス、船舶がそれぞれ通勤通学や高齢者等車を利用しない住民の足としての役割を十分に果たせるよう、運行（航）方式、経路、結節点整備などに努めます。

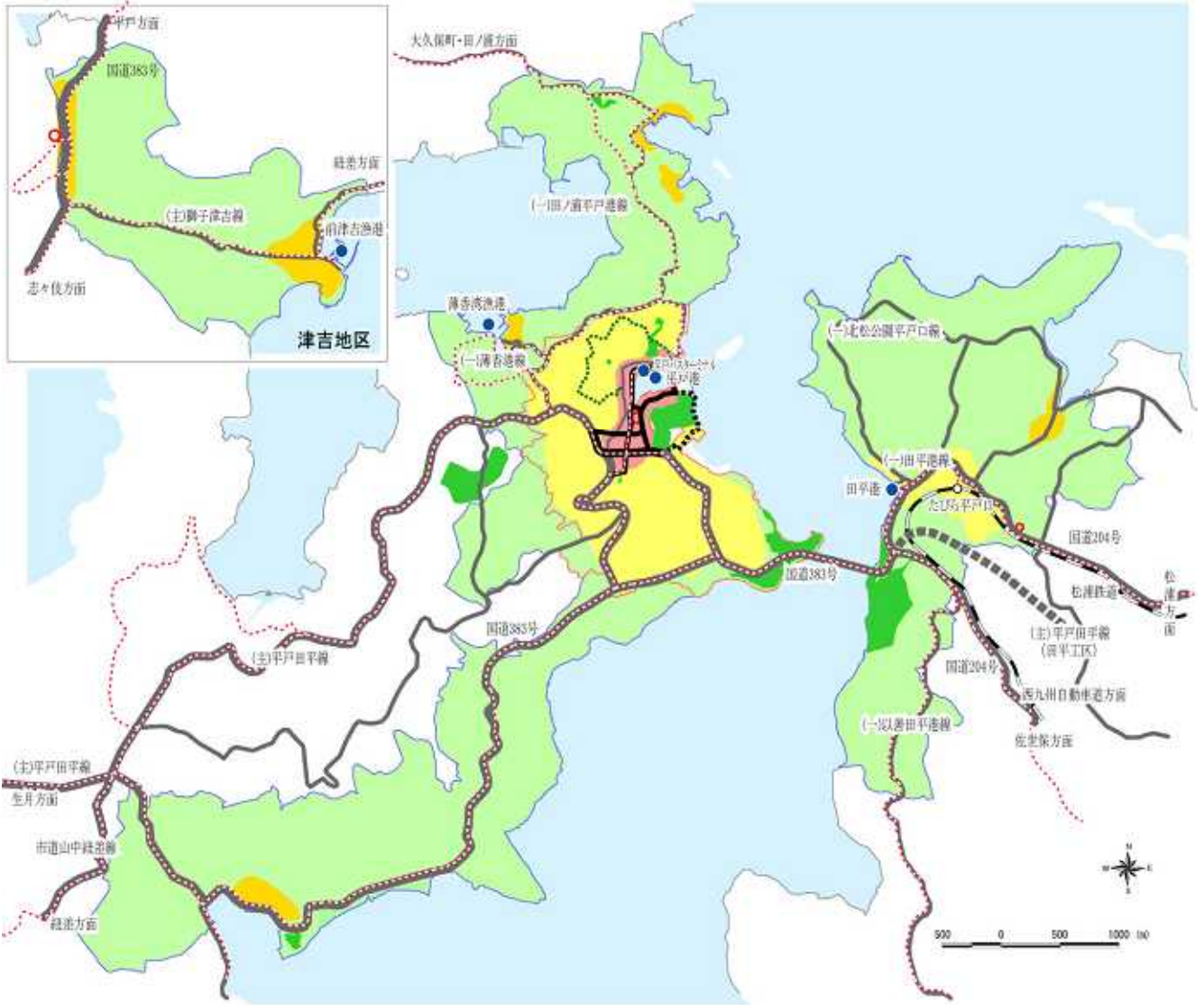
市街地や集落地にあっては、生活道路の幅員が狭いことや歩行者空間としての整備が不十分なことなど、市民からの改善要望が高いことを踏まえ、その質の向上に向けた整備を図ります。

(2) 主要施策

地域幹線道路の整備	<p>西九州自動車道佐々 I C ~ 松浦 I C 間の整備及び西九州自動車道へのアクセス幹線と位置づけられている(主)平戸田平線（田平工区）の整備促進を図ります。</p> <p>(主)平戸田平線（田平工区）の整備にあわせ、これを受け止める地域幹線道路の機能向上を図ります。</p> <p>地域拠点と基礎生活圏を結ぶ位置づけのもと、地域連携軸の機能の強化に向けた整備を図ります。</p> <p>国道 204 号、国道 383 号、(主)平戸田平線、(主)平戸生月線、及び市道山中紐差線を対象として、安全性の確保、運行速度の向上など現況道路の改良を中心に整備を図ります。</p>
生活幹線道路の整備	<p>地域幹線道路を補完し基礎生活圏内の集落地間を結ぶネットワークの機能強化を図るため、地域幹線道路以外の国道 383 号（川内紐差間）、県道、主要市道を対象に、日常的な市民生活行動の確保及び災害時にも円滑な通行が可能な道路として改良整備を図ります。</p>
生活道路の整備	<p>市街地や集落地内における生活道路について、生活連携軸との円滑な接続、幅員の確保、歩道の確保、沿道の緑化や修景など、それぞれの特性、性格に応じた整備を図ります。</p> <p>少子高齢化を踏まえ、市街地や集落地におけるユニバーサルデザインの考えを取り入れた都市づくりにより、気軽に移動できる生活空間の形成を図ります。</p> <p>中心市街地内の道路については、来訪者を含む歩行者の安全性確</p>

	<p>保を図りながら、一方通行や時間規制などの交通制御、駐車場の確保、歩行者空間の高質化など総合的な交通対策を推進して、快適で回遊性のある歩行空間の実現を図ります。</p>
公共交通の確保	<p>高齢者を始め、車を運転しない(できない)市民や離島の市民の日常の足を確保するため、幅広く意見を聞きながら公共交通機関のあり方について検討し、適切な運行の実現を図ります。</p> <p>中心市街地にあっては、車を利用する観光客の増加を踏まえ、利用しやすい駐車場の確保を図ります。</p> <p>バスと船舶との乗り継ぎや市街地内の観光等中心市街地の交通結節性を高めるため、ターミナルの整備・機能充実を図ります。</p> <p>離島を抱える本市にあって市民の足を確保し、定期航路の維持と利便性の確保を図ります。</p>
港湾・漁港の整備	<p>都市計画区域内では平戸港のほか、薄香、田平、前津吉等の各港湾・漁港について、航路の維持や発着場の整備など機能の充実を図るとともに、市民、来訪者が親しむことができる港の景観や空間の整備を図ります。</p>

交通体系の整備方針図



- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> —— 地域幹線道路(破線は計画) —— 生活幹線道路 —— 都市計画道路(整備済み) // 未整備(H24現在) // 特殊街路(遊歩道) バスルート ● バスターミナル・フェリー発着 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市役所・支所・出張所 ■ 商業業務地 ■ 住宅地 ■ 集落地 ■ 緑地保全地 ■ 公園・グラウンド |
|--|--|

4 - 3 市街地・住環境整備の基本方針

(1)基本方針

中心市街地については、本市の行政、文化、商業業務などの都市機能が集積するとともに、観光の拠点機能の役割を担い、全体として本市全体の活力を牽引していく役割が求められています。このため、市街地が効率的に機能することはもちろん、快適で魅力ある環境を提供できるよう機能向上に向けた整備を図ります。なお、中心市街地の範囲としては、平戸市街地に加え、松浦鉄道たびら平戸口駅から田平港にいたる区域を含め一体の市街地として位置づけます。

市街地及びその他の集落地では、木造老朽家屋が密集し、また生活道路や公園が不足する状況にある箇所が分布しており、防災面、生活環境の向上面などから、各地区の特性を踏まえながらその改善に向けた整備を検討します。

また、公営住宅については厳しい財政制約のもと供給は限られますが、公的住宅のストックとして本市の活性化の一助となるような戦略的な活用に向けてさまざまな工夫を検討します。

(2)主要施策

<p>中心市街地の機能の高度化</p>	<p>市民にとっての諸機能の拠点として、また観光の拠点として魅力ある、個性や利便性、機能性を備えた市街地形成に向けた総合的な整備を図ります。</p> <p>多くの市民や観光客が安心、快適に過ごすことができるよう、魅力と利便性、快適性に優れた中心市街地形成に向けて、歩行者空間、駐車場などの交通施設、観光商業施設等の整備、導入について検討を進めます。</p> <p>田平市街地について、交通結節機能の向上や良好な市街地形成に向けた機能の向上及び新たな産業用地の確保についての検討を行いません。</p>
<p>密集市街地及び集落地の保全と改善</p>	<p>中心市街地においては家屋密度が高く、不燃化への更新が遅れている街区がみられ、火災延焼防止や保健・衛生面の向上を図るため、改善に向けた誘導を図ります。</p> <p>家屋の集積感が歴史的景観のひとつの要素となっていることから、それぞれの特性や観光資源としての位置づけに配慮しながら、調和の取れた安全な市街地の形成を図ります。</p> <p>古くからの集落地は、居住者の高齢化、家屋の密集や老朽化、生活道路や広場の不足、空き家の発生などさまざまな問題を抱えており、集落住民が誇りを持って住み続けることができるような空間形成に向けて、住民の意見を聞きながら必要な整備を図ります。</p>
<p>公営住宅の供給</p>	<p>公営住宅については、「公営住宅長寿命化計画」を踏まえて整備、改善を図ります。</p> <p>老朽化した公営住宅については、新しい生活様式への対応が困難なものもあり、改善、集約化、建て替えなどのメニューから特性に合った適切な対応を図ります。</p>

	<p>人口や世帯の減少により公営住宅の新たな建設は大きく制約されることとなっていますが、若者の定住や都市的生活様式の場の提供、高齢者の公営住宅住替えによる既存住宅の空き家化防止への活用など、多様な役割が期待されることから、既存団地の状況に留意しながら、集約化、改善、建て替えなどによる戦略的な供給について検討を行ないます。</p>
--	---

4 - 4 自然環境の保全、景観形成、公園緑地の整備方針

(1)基本方針

自然環境は、これを良好なかたちで次世代に継承することや貴重な水資源として水源の涵養等を図るため、山林、農地、海岸線などの保全・管理を図るとともに、集落地周辺など生活・生産の場と複合的な土地利用が行なわれている地域については、その調和に配慮しながら保全に努めます。

このうち、都市計画区域については、「拠点市街地・観光ゾーン」、「斜面緑地ゾーン」、「平戸大橋ゾーン」、「市街地・集落地ゾーン」、「自然保全ゾーン」に分け、ゾーンの特性に応じた自然環境の保全、景観形成、公園広場の整備を図ります。

本市の景観は、自然環境や歴史・文化資源の保全、良好な都市景観形成などについて、生活環境、都市環境のみならず観光資源としての意義に照らして、平成 20 年度に策定された「平戸市景観計画」に沿って景観形成を図ります。

公園・広場については、市民からの要望が高く、生活環境の一部としての公園・広場や観光客が訪れる市街地における休憩広場など、地区の特性に対応しながら公園、広場の確保を図ります。

(2)主要施策

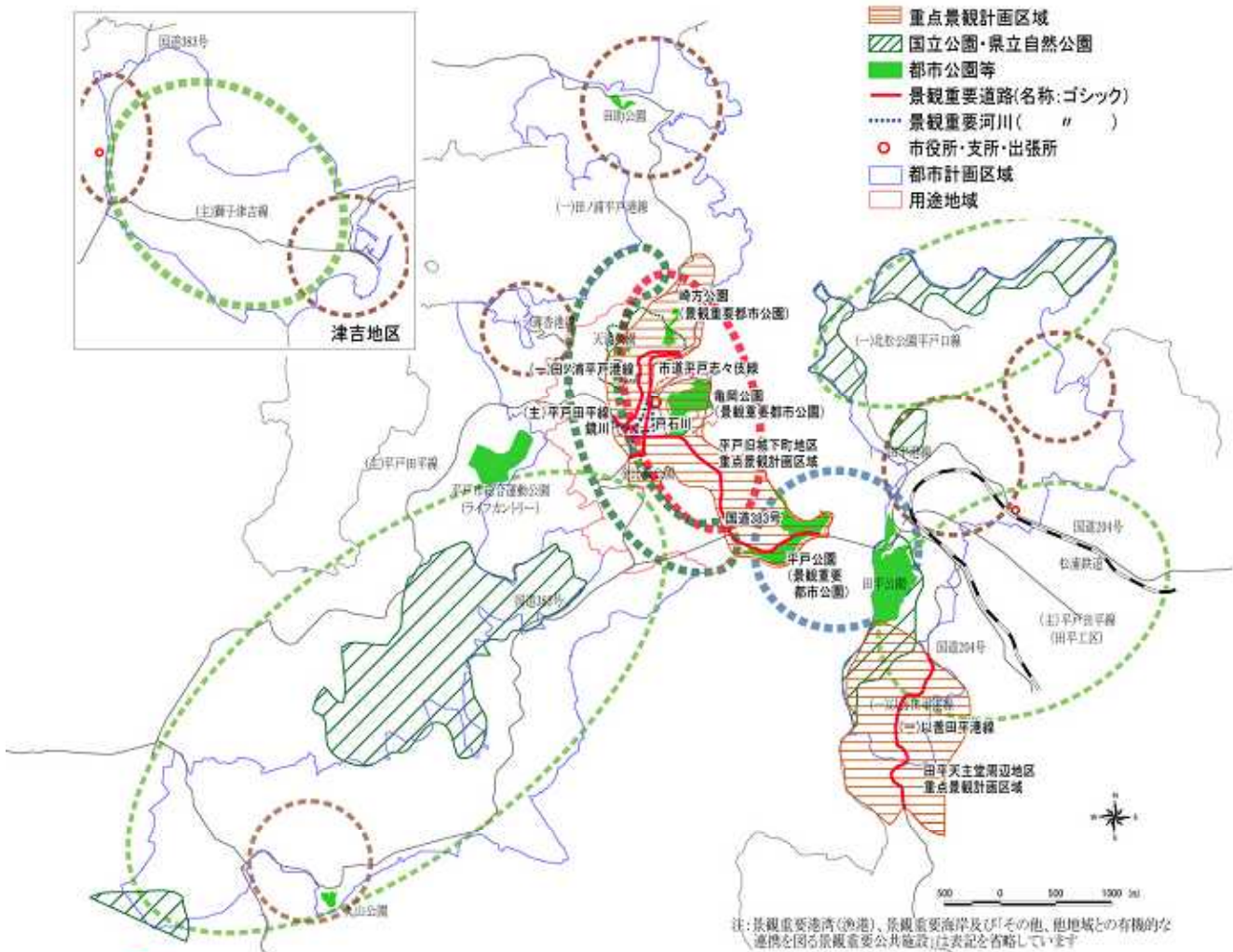
自然環境の保全	<p>山林、農地、海岸線など自然環境の特性を踏まえながら、国立公園、県立公園、保安林、農業振興地域などの土地利用関連制度との連携を図りながら、適切な保全に努めます。</p> <p>増加傾向にある耕作放棄地や放置山林等については、その防止や利用について市民との協働のもとに対策を講じていきます。</p>
景観の形成	<p>重点景観計画区域である「平戸旧城下町地区」及び「田平天主堂周辺地区」の景観保全・形成を推進し、観光地としての魅力の増進を図ります。</p> <p>景観重要建造物、景観重要樹木の指定や景観資産に登録された建造物の老朽化対策等を通して、地域や市民にとって重要な景観資源の保全を図ります。</p> <p>幹線道路沿道や中心市街地における屋外広告物については、良好な景観形成に関する市民の理解を求めるとともに、条例化などのルール化について検討を図ります。</p> <p>市街地を取り囲む傾斜地の斜面緑地は、市街地景観の特色となっており、その保全を図るとともに、開発に当たっては緑地の確保や防災に配慮した開発となるようコントロールを図ります。</p> <p>漁業や漁村の風景や、棚田や石垣といった文化的景観の保全と活用について、市民協働での取り組みの推進を図ります。</p>
公園緑地の整備	<p>市街地や集落地の公園・広場については、空き地の活用などにより子どもや高齢者等の住民の憩いの場として身近な公園・広場の確保を図ります。</p>

中心市街地においては、既存の公園のほか来訪者にとっての憩いのスペースを提供するポケットパークなどの確保を図ります。

整備済みの亀岡公園、平戸公園、田平公園、崎方公園等については、歴史的文化的資源とのネットワークを含め、中心市街地における回遊ルートの形成を図ります。

平戸市総合運動公園（ライフカントリー）は、市民のスポーツレクリエーションの場として、その利用促進や周辺環境の保全を図ります。

自然環境の保全、景観形成、公園緑地の整備方針図



- 観光拠点と商業業務、都市生活が調和して市民も来訪者も快適に時間を過ごすことができる魅力ある空間形成を図るゾーン
- 市街地を囲み、市街地景観の背景となる斜面状緑地の保全ゾーン
- 平戸大橋とその両岸の公園を一体に、眺望を楽しむゾーン
- 市街地や集落地の雰囲気を守りながら公園や遊び場等の確保による、暮らしやすいまちづくりを図るゾーン
- 山林や海岸線、変化のある地形を自然環境上、景観上積極的に保全するゾーン（市民のレクリエーションの場として限定的に整備）

4 - 5 地域防災の方針

(1) 基本方針

平成 23 年 3 月の東日本大震災を経て、災害から市民の生命・財産を守ることが何よりも優先される課題であるとの共通の認識が改めてもたらされました。また、防災施設というハード面だけではなく日ごろからの地域防災活動などのソフト面の大切さも指摘されています。

本市における防災は「平戸市地域防災計画」に即して対応することになっていますが、都市づくりにおいても、避難路や避難地の確保、災害危険箇所の対策などのハード面と同時に、まちづくり活動のひとつとして防災活動を組み込むことや市民とともに作成するハザードマップなどソフト面の対策の推進を図ります。

また、中心市街地をはじめ木造密集市街地については、緑化の推進や空き家化を契機とした密度の引き下げなど、本市の特性を踏まえた対応を図ります。

(2) 主要施策

総合的な防災対策の推進	<p>「平戸市地域防災計画」に即した防災体制の確立と行政区ごとの自主防災組織の結成によるきめ細かい災害対応力の向上を図ります。</p> <p>避難場所や避難経路の確保、洪水や土砂災害、地震・津波等の災害予測などの行政としての取り組みと、市民との協働によるハザードマップの作成・配布等による市民意識の啓発など、ハード、ソフト両面から総合的な防災対策の取り組みを進めます。</p> <p>中心市街地は、災害発生時の防災の拠点としての安全性の確保、情報ネットワークの保全、拠点と生活圏を結ぶ道路や航路の確保等、拠点機能の円滑な発揮に向けて、地域防災計画に即して整備を図ります。</p> <p>災害時の避難地の案内表示など観光客等来訪者の安全確保に向けた防災対策の充実を図ります。</p>
危険箇所の防災対策	<p>地すべり防止区域や急傾斜崩壊危険地区など自然災害の危険箇所について、災害の発生防止対策を講じます。</p> <p>中心市街地を取り囲む丘陵地は急傾斜地となっており、大雨時の災害が予想されるため、発生の予防、発生時の緊急対応策など市街地の安全性の向上を図ります。</p>
防災基盤（道路や通信環境など）の整備	<p>土砂災害などの災害時にも安定した通行が可能な道路網の整備、避難所とのネットワーク（道路、通信等）の整備、安全な避難地の確保など、防災基盤施設の整備を図ります。</p> <p>地域連携軸、生活連携軸と位置づけた道路は、緊急時の輸送や避難も重要な役割であり、防災の観点からの整備・改良を図ります。</p>
密集市街地の改善等	<p>木造密集市街地（街区）については、火災延焼等の防止のため建物の防火化や耐震化の促進、ポケットパーク整備や緑化による延焼防止など地区の特性を踏まえた防災手法の活用について検討を行ないます。</p> <p>今後増加が懸念される空き家については、緑地への転用や転入者の定住促進への活用など多様な施策の組み合わせにより、個別の特性に対応した対策を検討します。</p>

4 - 6 その他の都市施設の整備方針

(1)基本方針

上下水道は、ライフラインのひとつとして市民の生活を支えています。また、水洗化による生活排水対策は、新しい生活様式のひとつとしてその促進が期待されています。

このため、本市の地形的な特性や土地利用の特性を踏まえながら、安定的な水道水の供給や生活排水対策に向けた対応を図ります。

河川・都市下水路は、水害対策に加え都市の水辺環境として市街地空間に潤いと変化を与えてくれるものであり、河川周辺の環境との調和を図りながら改修・整備の推進を図ります。

(2)主要施策

下水道・排水処理	生活様式の変化を踏まえ、自然環境の保全、市街地環境、集落地環境の向上に向けて、生活排水・し尿の処理は、浄化槽の設置促進を図ります。
上水道	河川の延長が短く地形が急峻なため表流水の利用に限界がある状況などを踏まえ、水道施設の漏水対策などにより安定的な水道水の供給を図ります。
河川	都市内河川について、防災上及び良好な水辺空間の提供などのため、河川周辺の市街地との調和、歩行者動線、公園広場の配置などを考慮しながら、その特性に対応した改修推進を図ります。
都市下水路	河川整備との調整を図りながら、都市下水路による計画的な雨水排水処理の推進を図ります。

4 - 7 その他の都市づくりの方針

(1)基本方針

都市計画マスタープランは、主として都市計画区域を対象として将来目標を設定し、目標に向けた都市づくりの方針を定めるものです。しかし、都市づくりの方針は、行政区全体の特
性や基本的な課題に対して、これを広い意味での都市計画として解決するひとつの方向を示す
必要があると考えます。

ここでは、本市の人口、産業の活力を高める基礎となる産業の振興、都市計画区域以外を含
む市全体の暮らしやすい地域生活環境づくり、情報化社会の進展に対応した情報通信環境の整
備と活用及び低炭素社会の実現や自立した地域形成に向けた再生可能エネルギーの普及促進に
ついて、その方向性を整理します。

(2)主要施策

<p>第一次産業の振興・ 観光の振興</p>	<p>取り組みが始められている第一次産業の6次産業化について、その普及促進や適切な支援を通して付加価値の高い産業としての確立を図ります。</p> <p>また、観光と連携した体験型ツアーの企画やグリーンツーリズムの展開、販路開拓の方法としての都市との提携など、さまざまな活性化に向けた取り組みを促進します。</p> <p>宿泊型から日帰り型への変化、団体型から少人数化、観光地巡りから街歩きや食事・買物、漁業・農業体験型への変化など、近年の観光スタイルの変化に的確に対応した施策の展開を図ります。</p> <p>中心市街地と亀岡公園、崎方公園、平戸港などを結ぶ歩行者ネットワークの整備により、面的に回遊できる質の高い歩行者空間の形成及びその沿道空間の整備を図ります。</p> <p>自家用車による来訪者が増加する傾向にあり、市街地内での空き地を活用した駐車場整備など量の確保を図るとともに、誘導案内など外部からの来訪者にもわかりやすいシステムの構築、快適な歩行者空間の確保に向けた車両通行の時間規制など総合的な交通対策を図ります。</p>
<p>地域生活環境づくり</p>	<p>全市において等しく安心して日常の生活を送ることができるよう道路・公園等基盤の整備や暮らしやすい生活環境づくりに向けた家屋改善の促進等を図ります。</p> <p>空き家・空き地などの発生に対して、的確な情報把握による未然防止や発生後の有効利用の促進を図ります。</p> <p>公共公益施設が地域コミュニティに果たす役割を考慮して、施設の複合化や市民による管理など、各地域の特性、市民の意向を踏まえながら有効な活用を図ります。</p> <p>地場産品の地産地消など地域内で循環する経済活動の実現を図るため、直売所等の配置について検討を行ないます。</p>

	<p>市民の日常生活にとって身近な医療は基盤のひとつであり、基礎生活圏を単位とした医療水準の確保を図るとともに、高度医療の提供に向けた輸送の確保のため道路交通基盤の整備を図ります。</p> <p>大島や度島などの離島、志々伎等の南部地域については、地域の特性を踏まえながら初期医療施設の充実や維持を図ります。</p> <p>高齢者や障害者、乳幼児など全ての世代が安心して暮らせる環境を確保するため、福祉環境の充実を図ります。</p>
<p>ICT環境の整備と活用</p>	<p>超高速ブロードバンドの整備は、今後の個々の暮らしの充実や地域の自立、全国に向けた情報の発信などを行なう上での「基盤」となるものであり、国や県の施策動向を把握しながらその整備促進を図ります。</p> <p>人づくりを基本とし、心を育て生活を豊かにするとともに、市民一人ひとりが自分で考え、判断し、決定していける自立した市民を育てるための生涯学習の拠点及び本市の歴史や文化を全国へ発信していく拠点施設として図書館と公民館の複合施設である（仮称）平戸市総合情報センターの活用の促進を図ります。</p>
<p>再生可能エネルギーの普及</p>	<p>地域の自立と低炭素型社会の構築を目指して、風力や太陽光発電、バイオマスなど地域の自然資源特性を活用した再生可能エネルギーの普及促進を図ります。</p>